

近時の所得税等をめぐる法的諸問題(討論)

—— 解釈論と立法論の両面から ——

〈司 会〉 谷口勢津夫 (大阪大学大学院高等司法研究科教授)

〈発言者及び質問者〉

青柳達朗 (武蔵野大学経済学部会計ガバナンス学科教授),

伊川正樹 (名城大学法学部教授),

加藤義幸 (税理士), 金井恵美子 (税理士),

紙 博文 (大阪学院大学経済学部教授),

小塚真啓 (岡山大学法学部准教授),

酒井克彦 (中央大学商学部教授), 鹿田良美 (税理士),

高橋祐介 (名古屋大学大学院法学研究科教授),

田中 治 (同志社大学法学部教授),

鳥飼貴司 (鹿児島大学法文学部教授),

野一色直人 (京都産業大学法学部教授),

野口 浩 (琉球大学国際地域創造学部教授),

林 幸一 (広島大学大学院社会科学研究科教授),

日景 智 (千葉商科大学会計大学院会計ファイナンス研究科客員教授),

森田純弘 (税理士), 八ツ尾順一 (大阪学院大学法学部教授),

山下 学 (立正大学法学部教授),

山田二郎 (弁護士), 渡辺徹也 (早稲田大学法学学術院教授)

(50音順)

谷口 それではただいまより、シンポジウムを開催いたします。司会は、関西地区の谷口が務めさせていただきます。シンポジウムの進め方ですが、基調報告の報告順に質問を受け付け、回答していただきます。およそ30人を超える方から質問が出ており、2時間半という限られた時間ですので、質問の方、回答者の方、両方ともご協力をよろしく願います。質問される方は、所属地区とお名前をお願いいたします。質問票に書かれたことの背景説明もしていただいてももちろん結構ですが、できる限り質問票に即して、あまり

時間をとらないようにお願いいたします。

それでは、酒井会員の報告に対する質問から始めたいと思います。酒井会員につきましては、所得区分に関する個別的な質問も多数出ていますが、まず初めに、総論的といえますか、全体に渡るような大きな視点からのご質問について受け付けたいと思います。関東地区の山田二郎会員から、包括的所得概念との関係などのご質問です。よろしく願います。

包括的所得概念における所得区分のあり方

山田 関東地区の山田でございます。2点、質問します。1点目は、「所得区分というのは包括的所得概念のもとで担税力をメルクマールにして所得を区分するというものである」とされていますが、昨日の報告の見直し案は、従来の所得区分の考え方を前提とした上でこれを整理統合しようとしているのか、それとも、新しい区分のあり方を提案されようとしているのか、そもそも所得区分というのは所得税の税制の仕組みのなかで必要とされているのかどうかということ、まず確かめたいと思います。

それから2点目は、『税法学』579号の232頁に報告の総括としてお書きになっていることですが、現行の所得税法が現実社会における事象に対応できるような改革を行ってこなかったツケを払うために大ナタをふるう改革が必要とされている。そして、そういう問題の関心が、昨日の報告で所得区分の問題にフォーカスすることにしたんだ、とおっしゃっているのですけれども、大ナタをふるう改革の方向性というものは所得区分の再構成ということをお考えになっているのか、あるいは、所得区分というものは必要でないというところにつなげようとしているのか。そのあたりのことを明らかにしていただいて、議論を進めたいと思います。

酒井 山田先生、ありがとうございます。いまのご質問を受けて、大ナタをふるうなんて書き過ぎたかな、という気が正直しております。最初の「包括的所得概念のもとで所得区分のあり方をどう考えるのか」というご質問ですが、本質的には所得区分は必要だと考えている立場でございます。従いまして、担税

力の捉え方、考え方には色々あるかもしれませんが、担税力に応じた課税を行うという基本スタンスを所得区分のなかに見いだすという立場ではおります。

そういう意味で、そんなもので大ナタというのかが問題にもなってくるかもしれませんが、私が思っておりますのは、あくまでも本テーマが所得区分に限ることでもあるのですが、「結びに代えて」に書かせてもらいましたのは、所得税をめぐる問題はひとり所得区分だけを語っては足りなくて、広く大きなこれまでの改正がなかったことも、ツケを払うためにはやはり大きな改革が必要だろうという問題の関心を持っていますということです。ですから、本質的に包括的所得概念自体を手放すとか、担税力を無視するとか、そのような意味ではなくて、先生のご質問に添いますと、従来の所得区分の考え方を前提とした上で、これを整理統合しようという考え方でございます。

谷口 よろしいでしょうか。

山田 いま、「所得区分を前提とした上でこれを整理統合しよう」とおっしゃいましたが、どういう未来像に向かって整理統合されているのか。単に、いらぬものをひとつにまとめるというだけでは整理統合じゃないと思うんです。なにか、こうあるべきだというもの、で整理統合をお考えにならないと、いわゆる後ろ向きの所得区分論を繰り返すことになると思うのですが、その点についてはどうお考えですか。

酒井 ありがとうございます。本質的な思想が見えないというご指摘だと思いますが、考え方は、これまでとってきた所得税法のスタンス自体に問題意識を持っているわけではございません。問題意識といたしましては、や

はり所得再分配機能や、担税力に応じた課税というその基本スタンス自体にはとりわけ疑問を持っているという立場ではありません。そういう意味ではご批判もあろうかと思いますが、いまの現行制度を所与のものとした上で、そのなかでもうすでに制度疲労を起している、あるいは、社会の現状にそぐわない部分がある、こういったところを直していくべきだと考えています。

ただし、所得区分の問題というのはひとつひとつ小さくやってもなかなか難しいところがありますので、見直すなら、所得区分全体をいじっていかねばいけないのではないかと考えております。

所得区分と所得概念

谷口 よろしいですか。それでは続きまして、同じような質問になるかとも思いますけれども、中部地区の高橋会員から所得区分に関する質問が出ておりますので、1つ目の質問だけ、まずお願いします。

高橋 中部地区の高橋祐介と申します。先ほどの山田先生のご質問と同じような内容の質問と思います。個々の所得区分について先生のお考えは承知しましたけれども、所得税全体についていかなる所得区分が必要であり、それはどのような所得概念に基づいているのか、もしあればお教えください、というのが私の質問でございます。

具体的に申しますと、例えば、包括的所得概念に基づいて、所得種類は原則ひとつであるが、東ね効果を緩和するためだけにキャピタル・ゲインを切り出す、といった具合に、その区分が必要な理由をお教えいただければと思います。以上です。よろしく申し上げます。

酒井 はい。ありがとうございます。いまのご質問も、先ほどの回答に若干被るところがあるかもしれませんが、やはり、包括的所得概念という所得概念が堅持されるべきだという立場でございます。もう少しいえば、その包括的所得概念の考え方をより純化させていく必要があるかということで、東ね効果と先生はおっしゃいましたが、譲渡所得の堅持というのが根底にあります。

他方で、その制限的所得概念の残滓とでもいえる一時所得という枠組み自体は、もうすでに特別な取扱いをする必要はないのではないかという観点からも主張させていただいております。

ただし、先ほどのご質問にも被るところがありますが、所得区分自体の必要性まで排するものではないという立場でございます。

所得税法改正の方向性

谷口 それでは少し観点を変えまして、所得区分の改革の方向性というか方法論的なことについて中部地区の加藤会員から質問が出ていますので、加藤会員、まず1つ目の質問をお願いします。

加藤 中部地区の加藤でございます。まず、こういう提案をするときに、昭和38年12月「税制調査会 所得税法及び法人税法の整備に関する答申」、現在の所得税、法人税を提案したときのような答申がありますが、この答申では「I 法律規定事項と政令等規定事項との配分」という項目で、法律で規定するのは骨子(要点)のみで、詳細なことは、施行令(告示や通達等)で規定すること、今でいえば事務連絡とかQ&Aで追加するようなことが昭和40年改正から、ずっと行われてきているようです。

この結果、実務家や学者でも法令の意味について意見が別れ苦勞しているようです。そこで、例えば、今回の法人税の改正の22条の2の規定のように、条文を見ればそれぞれ詳細が分かるような方向性をもって法令改正をやるという考え方については、先生はどんなお考えでしょうかという基本的な質問であります。

酒井 はい。加藤先生、ありがとうございます。いまのご質問につきましては、本質的にはやはり、租税法律主義に基づき法律を根拠にする。従って、行政命令に委任するような形というのはやはり、できるだけ避けるべきだという立場でございます。

22条の2ということで法人税法の話がありました。改正において所得税法では、36条は全く改正されなかったわけございまして、少しご質問からずれるかもしれませんが、そのようなことを考えますと、比較的なんです。相対的に見ると、法人税の改正よりも所得税の改正の方が少し遅れをとっている一表現が正しいかどうか分かりませんが一ような気がいたします。その意味では、ご質問に戻りますと、法案に盛り込むべきだという立場でございます。ありがとうございます。

総合課税化の進め方

谷口 それでは続きまして、所得区分との関係で課税方法、総合課税について質問が出ておりますので、関東地区の青柳会員、3つ目の質問をよろしく願います。

青柳 関東地区の青柳です。昨日の説明のところでも、総合課税を目指すべきという言葉があったと思うのですが、要は、金融所得とかその他の課税を一旦やったうえで、現行の所得区分を認めたくて総合課税を目指す

ということになると思います。総合課税ということは、所得再分配とかそれについての機能、つまり、所得税がやや形骸化しているんじゃないかという問題点とそれに各種の分離という制度が存在しているということですから、総合課税を目指すべきだということを所得税の枠内で全部解決しようとするのか、それとも、所得税の枠内で解決するのはあきらめて、総合課税といってもなかなか難しいだろうから、富裕税とか、そういう全く別個の体系を持ち出すべきなのかどうか、そこまで酒井会員は考えているのかどうかをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

酒井 ありがとうございます。総合課税についてどう考えるかということでございますが、総合課税化を進めるべきだという立場でございます。

ただし、金融所得のお話がありましたが、これがいま完全な分離課税化されているということに対する問題意識はやはり持っておりますので、これを総合課税化して累進構造を適正に、総合課税の方向で、整理をしていくべきだと考えております。所得税の枠内で、いま、富裕税というご質問がありましたが、そのあたりはまだ十分に研究がたどりついておりませんので、富裕税の必要性というもの論じられているところですが、現在は所見を持ち合わせておりません。申し訳ありません。

谷口 それでは、これから個別の所得種類について見直しの検討に入りたいと思いますけれども、本来なら利子所得から始まって雑所得までというふうに順次進めていくのがよいとは思いますが、質問者の中には、複数の所得種類について一括して質問しておられる方がおられますので、順番はあまりこだわらずに属人的に質問を進めていきたいと思

います。そして、かなり重複する質問も出しております。私のほうでは質問者の意図を十分に把握できておりませんので、どうか、前の方の質問に対する答えでもう満足した、これで十分だと思われる方は自主的に質問をされないで、不十分だ、まだもっと聞きたいと思うことだけを次々に質問していただく、というやり方をお願いしたいと思います。

それでは、最初に、利子所得について質問されております中部地区の高橋会員から2つ目の質問、お願いします。

配当所得に対する法人課税の影響

高橋 中部地区の高橋祐介と申します。利子配当所得一体課税において、配当所得に対する法人課税の影響はどのように考えればよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

酒井 はい。ありがとうございます。高橋先生のご質問にどこまでお答えしたらよいのか、私も若干考えるところですが、まず、法人課税の影響はやはりあるかと思えます。とりわけ、昨日の発言では触れられなかったのですが、みなし配当の関係など多くの問題があるかと思えます。そのときに、そもそも法人をどう捉えるかという議論で、いわゆる法人擬制説的な立場から少し離れるスタイル、要するに、利子配当を合算することで、そういった影響もあろうかとは思われます。

ただし、これもご意見ご議論があろうかと思えますが、今日の法人税法が果たして本当に法人擬制説という考え方を堅持しているかというところ、そこは、なかなかそうストレートにうまくできていないような気がいたします。法人税法23条ないし24条はいまや、本当に法人擬制説で説明できるのかというところもありますし、あるいは、ペット葬祭業事件等々

で、公益法人の課税制約の根拠を、もともと所得税は法人税の前取りだという説明で議論がありますが、実際、最高裁はイコールフットリングで判決を下していますし、あるいは所得税法92条の配当控除だけで二重課税の調整が果たして終わるのかと考えると、なかなか、そういう意味では、今日的にはいわゆる実在説的なところで説明していかざるを得ないのではないか。そのように考えると、所得税法上の配当所得の考え方も手につけることができる、このような考え方を雑ばくに持っておりまして、ご質問にはうまくストレートに答えられているかどうか分かりませんが、法人課税への影響は、そういう意味では理論的にもあろうと考えてございます。

人的役務の提供所得の実額控除

谷口 それでは続きまして、中部地区の加藤会員から、人的役務の提供所得について質問が出ていますので、よろしくお願いします。

加藤 中部地区の加藤でございます。人的役務の提供所得ということでご提案がありましたが、例えば、給与所得と事業所得のなかでも一部を庶業所得と一体化するというのですが、そうすると、給与所得者では、今までのような給与所得控除の概算控除を採用しない者、実額控除するという提案でしょうが、サラリーマン約6,500万人の方に帳簿をつけるとか、給与所得に係る資料の準備をする必要があるのではないと思われます。

また、このことを考えると同時に、あとから消費税のことも問題がありますので、現在の国税通則法には、申告資料の保存規定の基本的な部分がない点であるのでは無いかと思います。この問題はたぶん大きな問題になるような気がします（昭和36年7月、税制調査

会国税通則法の制定に関する答申（税制調査会第二次答申）第五 記帳義務及び質問検査権等 参照）。これが質問の1点目です。

2点目は、庶業（自由業（弁護士、税理士、公認会計士、司法書士等））といっても規模の大きな規模も小さい規模もあるわけです。これを給与所得者と一体にしてしまっているのか、が2点目の問題だと思います。

次に3点目で、消費税の扱いですが、人的役務提供所得となりますと場合によっては、非課税取引若しくは非課税取引じゃないのかと判断され、仕入税額控除の問題が出てくるように思われます。

そうすると、例えば税理士法人のような法人企業は仕入税額控除、もしくは課税事業者になって、そうではない個人事業者は、課税事業者から外れてしまうということが、非課税と絡んだ等の問題があり、事業者の差別が出てくるのではないかなと思われます。

最後に、先ほど国税通則法に記帳義務の規定を設けるということになると、指摘しましたが、国税通則法に記帳、保存制度の規定ができれば、所得税や法人税の青色申告制度の意義がなくなってくると思うので青色申告制度を廃止することも出来るのではと思います。そういったことまで考えられて、一体化課税と関連することを総合的にご提案するのか、そこでは考えてられていないのかをご確認したいと思います。以上です。

酒井 はい、ありがとうございます。人的役務提供対価の所得についてということで、やはり、給与所得者の実額控除を認めるとなると、なにかエビデンスが必要だという。それは私も同じ立場でございまして、ただし現行法も57条の2の特定支出控除を使うときはやはりそれなりのエビデンスが必要になってい

るわけですので、その流れは基本的に変える必要はないと思っております。

すなわち、その実額控除を選択する場合には、当然ながら、それに要件—これは法律要件ということになります—を付して、その場合に、帳簿記帳義務あるいは保存義務というところまでいくのか、あるいは領収書の保存義務にいくのか、これは制度設計の仕方だとは思いますが、やはりそのようなものは通則法ないし所得税法に設けるべきだという考え方を私は持っています。

また、その庶業所得者といわれる、いわゆる弁護士、会計士、税理士、医師、色々な方のなかでもやはり色々な規模があり、業務業態も様々で、これを十把一絡げにするのは乱暴ではないかというご指摘かもしれませんが、そういう面はやはりあろうかと思えます。だからこそ、業種業態に応じたフレキシブルな控除の仕方ができるような選択肢ということを考えました。

また、消費税の取扱いをどうするのかというご質問がありましたが、これは根本的な話になりますが、わが国の日本版インボイス方式が本質的に正しいのかというところに足を踏み入れる必要があろうかと考えています。すなわち、いま、所得税法、法人税法でやっている帳簿を、さしあたり消費税法で使っているというスタイルになっていますが、果たして本当にそれでいいのか。そこについては、所見としては疑問を持っておりまして、すでに論稿でもお示したところでございます。中央大学の企業研究という紀要にそのようなことを書いたことがございます（『消費税法上の『帳簿』保存の意義』企業研究31号123頁（2017））。そこで、消費税に関しては、別枠でその仕入税額控除の取扱いの規定を設けるべ

きだという立場でございます。また、青色申告の廃止についてもご質問がございましたが、これも、アコードタックスレビューというアコード租税総合研究所の出している雑誌などに論文を発表したことがございまして（「青色申告制度廃止論を巡る議論—所得税法56条の廃止と租税回避否認規定」アコード・タックス・レビュー3号1頁（2013）、「申告納税制度における記帳や帳簿保存の意義—青色申告制度と加算税制度が意味するもの—」税大ジャーナル16号1頁（2011）など）、私は青色申告の廃止論者であり、原則的には青色申告は廃止していくべきだという立場でございます。ご質問にすべてお答えできているでしょうか。

役員報酬はどの所得に含めるか

谷口 よろしいでしょうか。それでは続きまして、同じく人的役務の提供所得につきまして、関東地区の青柳会員から質問が出ておりますので、よろしく申し上げます。

青柳 関東地区の青柳です。人的役務の提供所得の幅を広げる、つまり、給与所得と事業所得を統合するというような考えなのですが、これは現在の給与所得というのは従属労働の対価といいながら、実は色々と、歳費だとか役員の報酬等もみんな入っています。そのあたりをどうするかですが、従属労働の対価という類型をむしろ純化させて、役員報酬とか歳費等は外す、それで新たな所得というものに入れた方がよいのではないかという見解を私は持っているのですが、それについては酒井会員がどのように考えているのか、お答えください。

酒井 はい、ありがとうございます。私の所見は、人的役務の提供というところにポイントを持っておりまして、要するに、所得稼得

のためにどのような役務提供の仕方をしたかで所得区分を考える、という視座でございます。従いまして、役員であっても、人的役務の提供であれば役員報酬もやはり同じ枠内でやるべきでありますし、歳費、国会議員であっても同じような立場でございますので、青柳先生の、事業所得に含めた方がよいのではないかという見解にも魅力を感じますが、所見はそこまでたどり着いてはおりません。

谷口 それでは続きまして、中部地区の伊川会員から不動産所得と一時所得について質問が出ておりますので、できればひとつずつ、分けて申し上げます。

不動産の貸付行為の役務性

伊川 中部地区の伊川正樹です。酒井会員のご報告で色々具体的なご示唆をしていただきまして、たいへんありがとうございます。

質問は、まず1点目が、不動産所得の見直しについて、「不動産所得というのは不動産の貸付けという行為から得られる所得であるのでこれは勤労性所得としての性質を有している」というご指摘が『税法学』の213頁で書かれておりますけれども、この不動産の貸付行為というのをどのような行為とお考えか。その勤労性所得の性質を有しているという、その勤労性ないし役務性というのをどのようにお考えかという点についてお聞きしたいと思います。

酒井 はい。伊川先生、ありがとうございます。実は、不動産所得についての所見は、10年以上前から同じことをいい続けておりまして（「不動産所得を利用したタックス・シェルターに対する課税—所得税法26条の解釈論と廃止論を中心として—」税大論集52号643頁（2006）、「行為性所得としての不動産所得（上）

(下)「不動産所得判断における時点的制限・収入先制限の是非」税務事例49巻8号1頁(2017), 9号1頁(2017), 「人的役務提供を伴う不動産等の貸付けによる所得—民泊サービスに係る不動産所得該当性」中央ロー・ジャーナル14巻3号3頁(2017)など, しばしば訴訟でこれが争点になることがあり, 鑑定意見書でも主張してまいりました。具体的な判決日を今思い出せないのですが(東京高判平22.9.30税資260号順号11523など), とりわけ, これが問題関心を持つのは「不動産所得の付随収入を観念できるか」という文脈でございます。

すなわち, 不動産から, いわゆる元物から得られる果実のみを不動産所得というのか。あるいは, それに付着する種々の行為, 例えば, 金子宏先生の論文で畳屋さんの話がたしかあったと記憶しておりますが, アパートを貸し付けている者が畳の張り替えをして, もちろんそれは不動産所得に関する作業なんです, その畳を下取りに出したときの収入は果たして何所得になるか, とか, いわゆる単なる果実だけと狭く解する。すなわち, 資産性所得として解すると, これが不動産所得の中に入り込まない(金子宏「譲渡所得の意義と範囲—二重利得法の提案を含めて」同『課税単位及び譲渡所得の研究』223頁(有斐閣1996))。

他方で少し広いものとして, いわゆる行為や, そういったものまで含めて考えると, そういった付随収入が不動産所得に観念できるという限界事例があるかと思えます。他にも, 昨日の発表で, 口頭ではありましたが, 航空機リースのローン債務免除益の議論をご紹介しましたが(東京高判平28.2.17税資266号順号12800など), そこでもやはり不動産所得

というものをどう捉えるかという問題があります。不動産所得は収入金額から必要経費を引くのではなくて総収入金額から必要経費を引くということを考えますと, やはり総収入という考え方は, 果実という概念よりもより広い考え方を, そこに文理的にも捉えることができるのではないか。このようなところに, いわば広い意味での役務性といいたいまいしょうか, そういったものを観念できるという立場でございます。

一時所得の対価性

谷口 続きまして, 一時所得についてお願いします。

伊川 続きまして, 一時所得のことについて3つほど質問がありますが, ある程度, 関連はしております。1点目ですが, 『税法学』579号の230頁, 「その一時所得の対価としての性質を有しない」と。ここの一時所得の対価性という部分について, この対価性というのをどのように理解しておられますか, というのが1点目の質問で, 2点目も関連しますので申し上げます。

その対価性というのは, ここで論じられている一時所得における対価性と, 給与所得あるいはその他の所得区分において対価性というのを同じように捉えているのか。それとも, 所得区分ごとに違うものとしてお考えか, という点です。

そして, 3点目。その理解の仕方によって, 見直しの案は一時所得廃止というところにつなげられているわけですが, その対価性の理解によって, 見直しの前提となる担税力の違いですとか, 重課するか軽課するかと, このあたりにどのようにつながっていくとお考えか, という点についてお尋ねしたいと

思います。

酒井 はい、ありがとうございます。一時所得の34条には文理上、どのような規定になっているか。これは、ご案内のところだと思えますが一応確認しますと、「8つの所得以外のうち営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他役務または資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう」と。ここでは、「対価としての性質」という言葉を使っております、例えば、医療費控除の73条2項や、あるいは、低額譲渡の59条1項2号などは、「対価」という言葉で条文を構成しているのに対して、ここではあえて、「対価としての性質」という言葉に文理上変えている。ここに關心を置いて、かような書き方をしたわけですが、対価性をどのように考えるか。簡単にいえば、見返りと考えてよろしいのではないかと考えます。そして、これを世の中の種々ある取引を大きく括ることが許されるとするならば、いわゆる贈与的なもの、すなわち、対価がないものと対価があるものに広い分け方が仮にできるとすれば、「対価としての性質を有するもの」というのは、贈与以外のものという、必ずしも見返りとしての意味を持っていないものも含まれるのだと私は理解しております。そういう意味では、「対価」という言葉と、「対価としての性質を有すると」という言葉は、広いか狭いかにわたる概念の違いがあるのではないかというわけでございます。

また、対価性の理解の仕方によって何か担税力に違いがあるのかというご質問ですが、課税自体はその対価の理解によって変わるといふふうには私は考えておりません。ただし、いま一時所得をめぐる訴訟は多く、一時所得に該当するかしないかで、2分の1になるか

ならないかというこの大きな境界ラインについて紛争が起きているわけです。

他方で、いわゆる法人からの贈与は一時所得だと国税庁の通達は解釈しているわけですが、よくよく色々な事案を見ると、本当にこれは対価としての性質がないのか。法人から贈与を受けると何でも一時所得といいますけど、果たして本当にそれはシンプルな意味での、見返りが無いという意味での「対価」がないといえるのか、さらには「対価としての性質」がないといえるのかと考えると、論稿では紙幅の関係で書けませんでした、いささか疑問を持つところがあります。あるいは、代表例としては、法人契約の保険について役員が満期に保険金を得る例、ですね。長期保険でもともと予定して計画を立ててそして満期返戻金をもらおうと、一時所得だとなるわけですが、役員の地位に基づいて受け取る保険金につき果たして本当にそれを対価としての性質なり、そういったものを見込んでいないといい切れるのかという観点で、対価性の問題、対価としての性質に帰着した一時所得自体に大きな疑問があるという文脈でした。

谷口 よろしいでしょうか。

伊川 ありがとうございます。少し補足ですが、このような質問をさせていただいたのは、特に230頁の右側で給与所得該当性のことで、その地位に着目したという点をいわれておりますので、そうすると、給与所得も対価だということになると、若干、その対価性というのが、いまいわれた見返りというところと少しズレてくるところがあるのではないかと考えていますので、一時所得の対価ということについて質問させていただきましたが、ご回答で結構です。

酒井 ご質問の趣旨が汲み取れておりません

で、たいへん失礼いたしました。私が230頁でご紹介申し上げたものは、これまで給与所得の考え方が、いわゆる従業者としての地位に比較的重きを置いた判断が多かったのではないかと考えます。従業者としての地位も見返りで説明できると考えておりますが、法人契約の満期保険金を役員が受け取るなどの一時所得の議論の局面で、いわゆる給与所得等にいわれているその地位というものを全く考慮していないという点に、若干の不安を覚えています。

伊川 ありがとうございます。

金融所得における配当所得と利子所得の区分

谷口 それでは続きまして、中四国地区の小塚会員から金融所得と譲渡所得について質問が出ております。ひとつずつ、分けてお願いします。

小塚 はい。中四国地区の小塚です。ご報告を拝聴して非常に勉強になりました。ありがとうございます。細かいところではあるのですが、2点ほど気になる点がありまして、先生のお考えをお聞かせいただきたいので、質問させていただきます。

まず1点目ですが、先生は、配当所得と利子所得について、これら2つの所得がいずれも金融所得であることに着目して、一つの所得種類として整理・統合することを提言されたのだと理解しております。しかし、配当所得には事業に参加することで得る所得という側面もあるといわれているところかと存じますし、少なくとも歴史的には、このような側面があるために配当所得の金額の計算では負債利子控除が認められると説明されてきたように思います。そうしますと、そのような配当所得の側面は、先生のご提言においては、

果たしてどのように処理されることになるのか、この点が疑問として生じたので、ここで質問させていただく次第です。

もう少し具体的にいいますと、事業に参加するという側面が強い配当、たとえば、同族会社が経営者たる株主に対して宣言し、支払うものや、上場株式に係る配当であっても、持分割合が一定以上の株主に対して宣言され、支払われるもの、こういったものであっても金融所得として分類されるべきだとお考えであるのでしょうか。

また、関連して、利子や配当を金融所得として分類することとは、それらをどのように取り扱うことを意味するのか、ご論稿を読ませていただいた限りでは、損失の金額が発生し、これを取り扱うことになるときにおいてのみ金融所得とそれ以外とを区分すればよいという風にも理解できるなと思ったのですが、実際にそのようにお考えなのか、あるいは、金融所得としての所得分類をするというのが私の勘違いで、実はこの限りでは所得分類をなくすべきである、そんな風にお考えなのか、こういった点を、やたらと細かいところを確認するようなものになってしまうのですけれども、疑問に思いましたので、質問させていただいた次第です。よろしくお願いします。

酒井 ありがとうございます。配当所得と利子所得、これまでどうして分けているのかというのは、まさに先生のおっしゃるとおりで、その共益権、自益権というものが付着した配当所得というものと利子所得とは同時に議論できないだろう。あるいは、いわゆる戦後以来の利子優遇税制といいたいまいしょうか、健全な生活計算を行うにあたってはちゃんと貯蓄しなさい、という考え方で利子と配当が厳然と区別されてきたわけです。

他方で、これは法律的観点ではなくて経済的事象といった方がいいかもしれませんが、利子と配当の垣根が非常に少なくなってきたのではないかと。これまでは利子所得というのは、利益に参加するような形のボンドはなかったわけですが、利益参加型社債が出てきたり、あるいは、センチュリーボンドが出てきたり、もう配当と利子の区分けをすることがだんだん金融自由化の観点で難しくなっているわけですね。そこに着目しておりますので、そういう意味では、利子所得と配当所得をひとつにするという、これは金融所得にするのと申し上げているわけではなく、利子と配当の損失を同じ扱いにするという立場でございます。

そこで、とりわけ着目しているのが、ご指摘のとおり損失の取扱いでございますが、他方で、いまのご質問に添って申し上げますと、配当所得には負債利子控除がある。これはリスクがあるからだ。しかし、利子所得についても、多くの論考がすでに指摘しており、私も書いたことがあります。利子所得はこれまで国家が完全に守ってくれる護送船団方式のもとでの古いモデルを前提としています。しかし、ペイオフ解禁後、損失も発生するでしょうし、あるいは、借入先をまたがる両建借入というやり方もありますので、利子所得にも必要経費的なものを入れるべきだという立場でございます。

したがって、負債利子控除を否定するという立場ではなくて、むしろ、利子所得の扱いも負債利子控除を認めるがごとく接近させるというところ、結果的にはそのことは、利子と配当の径庭を認めないところにつながっていくのではないかとこのコンテキストでございます。ただし、配当控除の必要性の議論で

すとか、また種々それぞれの源泉分離課税のあり方というところにももちろん影響する問題だと思っておりますが、そのような考え方を持っております。

同族会社のことに関してもご指摘がありましたが、これは時間もありませんので簡単に申し上げますと、同族会社等の一定以上の持分割合の株主に関する損失の取扱いは本当に根が深い問題でございまして、ひとり配当所得だけ議論してももうダメなのではないかと思っております。例えば、端的にいうと、取引相場のない株式の評価については、低額譲渡の場合は59条1項2号がはたらくわけですが、そのときの評価は、実は評価通達に従っております。大法人だったら類似業種、小法人だったら一株あたりの純資産価額方式というスタイルをとっておりますが、たくさんの例外がありまして、事業参加者の性格を有する同族会社の株式評価自体を相当優遇する工夫が実務上図られているという現状があります。このような問題と合わせ、議論していく必要があろうとも思っております。後半、余計な付け足しになってしまいましたが、回答になっておりますでしょうか。

小塚 ありがとうございます。今のお答えでよく理解できました。事業というか、所得獲得活動を多少は積極的に行うという側面があるということ、その点をどのように取り扱う方針であるのかが必ずしも明示されていなかったように思いましたので気になった次第です。

それで2つ目の質問ですが、さらに細かい話にはなるのですが、清算課税説、要するに、譲渡所得の話です。ご論稿のなかで、先生は清算課税説が所得税体系の骨組みであるとご主張されています。この点について、先生は、

具体的に、どのような意味でお書きになっておられるのかと少し気になりましたので、質問したいと思います。

質問用紙には、私の理解というか、先生のお考えの理解としてありえそうなものを簡単に書かせていただきましたが、改めて口頭でも説明させていただきますと、資産の値上がりそれ自体が未実現ではあるけれども所得である、このことはこれまでも長らく、特に金子宏先生を中心に、多くの先生が主張されてきたところだと思います。先生が清算課税説というタームによって示唆されているもの、あるいは、暗に前提とされている考え方はこういったものではないかと思っているのですが、このような考え方を堅持するべきであるという趣旨であるのかが気になったわけです。

なぜ、このようなことをお聞きするかといえば、これもよく知られているように、清算課税説というタームは、もっと具体的な内容のものとして、すなわち、資産の客観的な価値の変化そのものを、他の所得と区別して課税する、そういう取扱いを指すものとしても使われてきたものであるからです。先ほどのような理解とは異なり、先生は、譲渡所得において認めることができそうな、このような課税のやり方を維持するべきである、維持しなければいけない、このようにお考えなのか。もちろん、他にも別の清算課税説の解釈はあるのかもしれないのですが、差し当たっては、今あげさせていただいた2つのうち、どちらの意味なのかが気になりましたので、ご質問させていただいた次第です。よろしく申し上げます。

酒井 ありがとうございます。清算課税説が根幹にあるという考え方には、フロアの先生

方にもご批判もおありだと思いますし、いろんなご意見もあろうかと思いますが、私の立場は、まさに先生がご指摘いただいたとおりです。まさに、「資産の値上がりそれ自体が未実現であるが所得と観念されるべきだ」と先ほどの別の方のご質問に、包括所得概念の純化された形だということを申し上げましたが、そういう立場でございます。これは捉え方もしれませんが、全体像として、いわゆる時価課税の方向に向かっていくような潮流もあるのではないかという立場でございまして、清算課税説は、そういった考え方に担税力を見出すというところで支持をしたいと思いません。

不動産所得の廃止と青色申告制度の廃止

谷口 よろしいでしょうか。それでは次に移りたいと思います。関東地区の日景会員から3点質問が出ていますけれども、1番目の質問は後で取り上げますので、逆になりますけれど、3番目からお願いします。

日景 関東地区の日景でございます。よろしく申し上げます。3番目の質問というのは、不動産所得の廃止に関連した質問でございます。酒井会員からすでに言及されたところでございますが、青色申告制度の廃止の方向性についてもすでに酒井会員が論考されているところでありますけれども、私の感触では、不動産所得の廃止というのは、青色申告制度の廃止と同時であるべきではなかろうかと考える次第でございます。その点に関してお願いをいたします。

酒井 はい。ありがとうございます。日景先生がご指摘のとおり、青色申告制度と不動産所得の仕組みというのは切っても切り離せないものだとも私も了解しております。不動産所

得を事業と業務の規模に分けるという考え方がもう、青色申告との密接な関わりを持っているわけでして、そういう意味では、タイミングの問題として、不動産所得の廃止の議論と青色申告制度の廃止の議論を連動させるというご意見には賛同したいと思います。青色申告制度の廃止につきましては先ほど申し上げましたので、割愛させていただきます。

人的役務の提供制度と源泉徴収制度

谷口 それでは、2番目の質問をお願いします。

日景 続きまして2番目の質問でございますが、給与所得に関して一部の事業所得との統合の方向性、人的役務の提供所得の創設という方向性を打ち出しておられます。この点に関していいますと、現行の給与所得に関しましては特に甲欄給与を中心としまして、特異な源泉徴収制度を持っていて、しかも最たるものは、年調制度であるといえるかと思えますけれども、この人的役務の提供所得を創設した場合、このような給与の源泉徴収制度をどのような方向性でお考えか、ということをお聞きしたいと思います。

酒井 ありがとうございます。実は、まさに所得区分についての割当てだったものですから、本当は青色申告制度の廃止や、年調制度の問題も触れたかったのですが、紙幅の都合上できませんでした。その思いから、結びに代えてのところで申告不要制度のあり方とか、こういったものと密接に関わると申し上げたわけですが、最近では、『租税訴訟』という雑誌の11号に年末調整制度の廃止論を書いております。

平成30年度の税制改正はむしろ逆で、OECDの提案を受けて、年調制度を分かりや

すく簡素なものにするというスタイルになっているかと思いますが、所見は全く真逆でございます。色々な問題が年調にあるというのは私の口からいわなくていいと思いますので割愛しますが、行政執行がもつのであれば、やはり年調を廃止していくという方向感を持っております。

ただし、甲欄給与の源泉徴収の問題は、やはり依然として残ると思ひまして、183条は、作り方はどういうふうになるか別としまして、私の提案は、204条の源泉徴収と183条の源泉徴収を合体させるという趣旨でございますので、源泉徴収制度自体は維持させるべきだという所見を持っております。

谷口 はい。それでは次に移りたいと思ひます。先ほど、中部地区の加藤会員から出た質問のなかで、人的役務の提供所得について消費税の取扱いが質問されましたが、中四国地区の林会員からもそのような質問が出ております。林会員、いかがでしょうか。

消費税の課税対象

林 中四国地区の林と申します。1点だけ補足して質問いたします。フリーランスの所得について消費税の取扱いをどうするかということで、先ほどお答えいただいているのですが、そうすると、現状の給与所得者については消費税の対象外で、庶業所得者への支払いが消費税の対象とする扱いというふうにお考えなんでしょうか。

酒井 はい。ありがとうございます。そうですね。先ほど申し上げましたのは、そういう枠組みを消費税法のなかで完結させるべきだという立場でございますが、もちろん、十分な関心事項でもありますし、関係性がないというわけではないのですが、そういう立場で

ございます。すなわち、消費税法のなかで、いわゆる外注費扱いのものについては仕入れ税額控除の対象とする。このような仕組みを消費税ワールドのなかでつくるべきではないかという立場でございます。とりわけ、昨日の報告でも申し上げましたが、人材派遣業の事件や、麻酔医の事件など、たいへん混乱しているところかと思いますが、これは所得税の問題と消費税の問題を一緒に議論しているところに若干、制度的に無理があるのではないかという立場でございます。

譲渡所得課税の「本質」とは

谷口 よろしいでしょうか。それでは続きまして、関西地区の田中会員から質問が出ております。相続税の廃止については後でまとめてお伺いしたいと思います。お願いいたします。

田中 関西地区の田中です。一番目の問題に関して、譲渡所得をどう考えるかについて少し考え方が違いますが、色々な考え方があるという前提なので、それはそれで結構かと思うんですが、ただ気になるのは、譲渡所得課税のいわゆる本質論という場合の本質は、いったいどこから来るのかというのがよく分からないのです。例えば、先生のおっしゃるように所得概念という場合の、所得の概念のレベルというのは、非常に抽象度の高いところからより具体的なところまでいくつかのレベルがあると思います。私ですら、譲渡所得のいわゆる値上がり益について、ごくごく抽象的なレベルで所得かという、それは抽象的な議論でいうと所得だとしかいいようがない。それは全く一緒です。

ただ問題は、現行の制度の上でどういう仕組みになっているか。つまり、離婚による財

産分与で値上がり益云々という場合の、いわゆる支払能力というんでしょうか。担税力というか、あるいは、大雑把にいうと収入金額－必要経費という現行制度を前提にするならば、収入金額に入れるべきものは、やはり外部からの経済力の流入だと解釈すべきではないか。そうすると、いわゆる無償譲渡の場合に、抽象的な値上がり益があるから、それは所得で当然に具体的な税制の課税の対象とすべきだ、というのは、やや無理筋だというふうに思います。

先ほど申し上げているように理論的なレベルの所得というのは、これはもう全く同感です。その話と、現実的にどういう制度設計をするかというのは、区別をした方がいいのではないかと思います。ある程度先生のおっしゃっていることに理念論としては理解はできるが、制度としては無理なことになりはしないかという心配ないし懸念があるということを申し上げたい。以上です。

酒井 田中先生、ありがとうございます。昨日から私が「譲渡所得については捉え方が色々あって譲渡益説や…」とっている瞬間は、いつも田中先生のことが頭の中に浮かんで、もちろん田中先生の学説を勉強して育ってきた者のひとりとしまして、譲渡益説に強く魅力を感じております。

他方で、では酒井はキャピタル・ゲインをどう捉えているのかという質問だったわけですが、包括的に捉えるという立場、純化させていくという立場はあくまでもそれは理念論、講学上の問題ではないか、まさにご指摘を深く感じております。

他方で、現実論で考えるに当たって、先ほど少し申しましたが、キャピタル・ゲイン課税を長期短期で分ける意味やある種の時価課

税的な方向感というのがあるのもまた事実でありますし、本質的には法人税法は無償による資産の譲渡というものを観念して、やはりそれでも課税をする。法人税法は担税力のないところに本当に課税をしているのか、ここは議論のあるところかもしれませんが、やはりそこには講学上の担税力ではなくて、実際の条文として機能させる意味で22条2項があると思っておりますので、そういう意味では、59条のような譲渡所得に対する所得を、目には見えないけれどやはり担税力のあるものとして整理することが、理論的にも、また、実定法上のなかでも可能なのではないかと考えています。

なお、先生は先ほど財産分与の事件をご紹介されましたが、記憶するところによりますと、あの事件は、本当の無償の取引だったのかどうかさえも問題になっています。判決は、説示のなかで財産分与義務の消滅というものをある種の対価として認めた上で論じているわけですし、渡辺会員の教科書『スタンダード法人税法』（弘文堂2018）、あるいは小塚会員のジュリストの評釈「租税判例百選〔第5版〕74頁（2011）」にもありますとおり、やはりあの事件に注目すると、本当に判例が無償譲渡に対する所得税法上の課税を全面から承認してきたといえるのかという点についての不安は、正直いって、まだ持っております。付け足しで反対のことを申しているようですが、財産分与事件についてはそのような見解です。ありがとうございます。

相続税と譲渡所得課税の併存

谷口 相続税の廃止と関連して譲渡所得税の拡張ということがいわれておりますけれど、それに関してお二方からご質問が出ておりま

す。関西地区の田中会員からお願いします。
田中 関西地区の田中です。相続税廃止とみなし譲渡所得課税の拡張というこの議論について、酒井先生はシンプルさというようなことも文脈との関連でおっしゃった気がするのですが、これも釈迦に説法で恐縮なんですけど、要するに、相続税というのは、私は基本的には財産課税の領域に入ってくるし、先生がご指摘になっているみなし譲渡課税というのは所得課税の領域に入ると思います。教科書的にいうと、そういう区分になるだろうし、しかも、それは併存しうるのではないかと考えます。もうひとつは、日本の歴史でいうとみなし譲渡課税はむしろ縮小してきた。つまり、制度としては、制度創設期にはもっと幅広く行われていたのが、現実に無理なことは、無理だし、無い袖は振れない。みなし譲渡課税が、現実合理性を考えて縮小してきたということからすると、ややある種の違和感を覚えるというのが率直なところですよ。

仮に先生がご指摘のようにみなし譲渡課税をさらに若干増やすにしても、相続税は別に併存させてもいいじゃないか、と考えます。つまり、いまの相続税のように基礎控除額を下げるなど、いわゆる大衆課税化の方向が問題なのであって、少数の大きな財産に対する財産課税というのは、富の再分配というような点からしても、ありうることではないか。そうすると、相続税廃止とみなし譲渡課税の拡張をセットにして議論することの意味はあるんだろうかというのが少し気になるので、先生のお考えをもう少し敷衍してお教え願えればありがたいという趣旨です。

酒井 はい、ありがとうございます。この少ない文字数のなかでここまで踏み込んでしまったな、といささか作戦ミスかとは思ってお

ります。ただ、たいへんありがたいご質問でございまして、先ほどの青柳会員のご質問にも通ずるところがあるかとは思いますが、格差の問題がこれだけ社会問題化されているなかで、所得再分配を無視するののかというようなご質問がその根底にもあろうかと存じます。

ただし、所得税を課税された後の残余分にまた相続税が課税されるという、これもまた昔から言い古された議論ではありますが、それを二重課税と表現していいかどうかちょっと別ですが、いわゆる実質的な意味での二重課税という問題がそれほど顕在化されてこなかったかと思いますが、口頭でもご報告申し上げたとおり、高齢化社会になって老年者が、長生きした人たちがお亡くなりになって、旦那さんが亡くなって奥さんが亡くなって、その子どもがすぐに亡くなってしまうという、いわゆるレイヤーで見ると、高齢者のところにギュッと人口が集まっていることが私の意見の背景にございます。それが、これまで十分に顕在化されてこなかった、いわゆる所得税、相続税の実質的な意味での二重課税みたいなものが、より見えやすくなってきているというものもあるのではないかというふうに考えています。

また、相続税は資産の保有期間については無視してしまうわけですが、この点についても所得税に持っていけば、配慮をすることができるのではないかという考え方でございます。先生は、財産課税と所得課税は厳然として別物という考え方を放棄する必要はないのではないかとおっしゃいました。まさにそういう面もそうなんです、やはり最高裁、平成22年の、いわゆる年金二重課税訴訟のインパクトは非常に大きくて、私も鑑定意見書を

出したので関心を持ち続けておりました。あそこでは、いわゆる昭和38年の12月の税制調査会の答申で、財産課税と所得課税は別だといったことは無視したというか、反故にされているんじゃないかと捉えています。そういう意味で、財産課税と所得課税の相対化というのがみられている。また、そういうなかで、新しい着眼をしたわけでございます。ありがとうございました。

譲渡所得の繰延べと相続税廃止の関係

谷口 それでは続きまして、関西地区の金井会員から同様の質問が出ておりますので、よろしくお願ひします。

金井 関西地区の金井でございます。貴重なご報告ありがとうございます。たいへん勉強になっております。田中会員とよく似た質問ですけれど、私の方はもう少し単純なお話でございます。

相続税の廃止と譲渡所得課税の拡張というご提案について教えて下さい。先生のご論文では、相続人における資産の受け入れについて非課税を存続するということと、所得税法60条の簿価の引継ぎを廃止するということとでございます。そうすると、現行では、相続による被相続人からの移転の段階ではキャピタル・ゲインの精算はせずに、相続人がそれを外部に譲渡した、譲渡が実現したときに被相続人の保有期間を含めてそのキャピタル・ゲインをすべて精算するというかたちになっております。だから、相続において、被相続人に譲渡所得を課税し、相続人に譲渡所得の課税をしないということであれば、これはキャピタル・ゲインの課税の繰延べはしないということ、課税時期と納税義務者を変更しますということ、相続税の廃止とどうリンクする

のか。ご主張は、相続税は単独で廃止を、というふうに私は理解をしてしまったのですが、その理解でいいのでしょうか。

酒井 はい。ありがとうございます。金井先生のご指摘のとおりでございます。すなわち、相続税を廃止することによって、例えば、お父さんから子どもに財産移転したときのケースを考えますと、お父さんのところで譲渡者と扱いますので、譲渡所得を観念し、そこでは相続税は課税しない。これは先ほど田中会員にいったとおり、2回課税しないという考え方でございます。そして今度、子どもが受け取ったときは、これまでは所得税法9条1項16号により「相続により取得した者あるいはみなし相続は非課税とする」という規定がありました。これは残す。そして、60条の簿価引継ぎは廃止するというところでございます。従いまして、そういう意味では譲渡所得の繰延べはなくすという考え方、先生の整理されたとおりでございます。お答えになっているのでしょうか。

谷口 いかがでしょう、金井会員。

金井 ありがとうございます。そうすると、最終的に譲渡が実現したとあわせて考えますと、譲渡所得の負担の増減はないわけですが、相続税自体の課税はやめるということでもよろしいのでしょうか。

酒井 おそらく、その質問が、先ほどの田中会員や青柳会員のご質問につながるんだと思います。すなわち、その税収分はどうするかという趣旨ですよ。それは他方で、富裕税みたいなものを装置するという提案があったかと思いますが、総合課税化することで賄うということは口頭でご報告させていただいた次第です。そこについてまだ十分な研究ができてないのですが、いずれにしても宿題

は残されていると考えております。

相続税と同時に贈与税も廃止する必要はあるか

谷口 それでは続きまして、関東地区の青柳会員から、相続税の廃止論に関連して贈与の取扱いについて質問が出ております。よろしくお願ひします。

青柳 関東地区の青柳です。相続税の廃止論のなかで、酒井会員が、『税法学』の229頁で「贈与税については所得税法120条で手当をする」というふうに書いてありますが、相続税は廃止してその代わりに贈与による財産の取得に対しては一定の課税を行うとすると、それは所得税の枠内で行うのでしょうか。逆にいうと、一時所得というような類型はやはり存置することが必要になってくる。一時所得、相続税廃止をして贈与については一定の課税をする、片方では一時所得は廃止するというと、贈与による財産を取得した場合の課税は所得税のなかではどのように整理されるのか分からないので、お聞きしたいです。

酒井 ご質問の趣旨がよく分からなかったのですが、相続税を廃止することに……

青柳 229頁にも書いてありますが、贈与税についても一緒に廃止するような書き方……。

酒井 『税法学』の229頁では「贈与税については」ではなく、「贈与税申告の代わりに」と書きましたのは、そういう趣旨でございます。

青柳 そうすると、その贈与税による財産、経済的利益の流入は所得税法で手当てするということになると思うんですよ。

酒井 流入側ですね。

青柳 そう、受け取った側、要は贈与を受けた人ですね。

酒井 それは、まさに個人からという意味で

すよね、贈与というのは。個人からの贈与については手放した例で譲渡所得に対する所得税が課されることになります。受取側ではこれまでは課税対象から外しておりましたので、そこは…。

青柳 課税対象から外されてますといっても、受け取った側で贈与税として課税されてますよね。

酒井 そうです。はい。

青柳 そうすると今度はキャピタル・ゲインが入る。資産については譲渡という形で、つまり、出した側で贈与した側になるのですが、例えば金銭とかについてはどうなるのかが分からない。つまり、金銭をやった場合には、本来贈与の対象になるはずですし、法人からの場合は一時所得になっていますが、そうすると一時所得みたいなものを残すことが必要になってくるのではないかというのが、先生の文脈から見るとよくわからない。

酒井 意味がよく分かりました。要するに、これまでは贈与側は課税なし、受贈側は課税でしたが、提案は贈与側に譲渡所得を課税し、受け取った側に贈与税がないから本質的に変わらないことになります。法人からの場合は一時所得が廃止されますので、雑所得などになります。金銭は譲渡所得から外れるとのご指摘はそのとおりでございます。そもそも論になってしまうかもしれませんが、所得税法9条1項16号をどう考えているのかということにも帰着するかもしれません。これはたぶん、多くのご批判を受けるでしょうが、私の所見は、9条1項16号は、二重課税の排除規定ではないと考えております。これは実は、最高裁22年判決の考え方とは折り合わないわけですが、したがって、贈与税の議論と所得税の議論は従前から切り離されていたのでは

ないかというふうを考えておられて、そういう意味では、相続税の廃止をしたあかつきに贈与税がなくなると、その分だけ課税軽減になってしまうというような問題があるかと思えます。

先ほどの富裕税の議論や金井先生のご質問、田中先生のご質問と共通するところがあるかと思いますが、その取りこぼしたところをどうするのかという議論は、先ほど申しましたとおり、まだきちんとできていないというのが私の論考の弱いところだと承知しております。おそらく青柳先生のご質問は、そういった富裕税とか、あるいは、何かもらった場合の税金をつくるんだったら相続税を廃止しなくてもいいんじゃないかという問題に戻ってしまうというご指摘だと思います。その点は、もう少し研究を進めてみたいと思います。ありがとうございました。

所得区分はどうなるのか

谷口 非常に多くの質問が出ておりますので、議論が白熱してまいりましたけれども、酒井会員のご報告について結局どうなるのか、あるいは、どうするのか、ということをお二人から聞いていただきたいです。九州地区の鳥飼会員から、非常に事細かに、どういう整理をするのかということについての質問が出ておりますので、よろしく願います。

鳥飼 九州地区の鳥飼と申します。今日はどうもありがとうございました。いままでのフロアの質問と比べて、本当に恥ずかしい質問になってしまうのですが、結局、現行の10ある所得区分は、先生のご提案によると、どのように整理されるのかということで書いてみたのですが、利子所得、配当所得は金融所得にする。不動産所得は廃止、現行の事業所得

は営業所得と庶業所得にする。それから、給与所得は人的役務提供所得、退職所得は見直しということですが所得区分としては維持される。山林所得は廃止。譲渡所得は維持。一時所得は廃止、雑所得は年金所得、雑所得と分けていくということになりますと、金融、営業、庶業、人的役務提供、退職、譲渡、年金、雑の8つの所得区分に統合整理されるべきというご提案なのでしょうか、という確認でございます。

酒井 はい。ありがとうございます。私の論文の書き方が悪かったので、全体像が見えづらいというご指摘だったと思われます。利子所得と配当所得を金融所得ということは触れてはいたのですが、損失の取扱いを調整する。不動産所得は廃止して、先生のご指摘とは若干違うんですが、事業所得を営業所得と庶業所得に分けて、その庶業所得の部分と従来の給与所得を合算したものを人的役務提供対価の所得と考えております。退職所得は、長期的展望でもう少し見ないといけないんですけど一応維持。山林廃止、譲渡所得維持、一時所得廃止。そして、雑所得を2つに分けるという流れでございます。ですから、8つといえいいのでしょうか。ありがとうございます。

谷口 それでは最後になりますけれども、全部やめて廃止してはどうか、ということ、もう一度、いままでの議論の総括としてお聞きしたいと思います。関東地区の日景会員から1番目の質問、よろしく願います。

所得区分を廃止してはどうか

日景 関東地区の日景でございます。私も所得税の課税実務、課税庁の立場で長く関わってきた経験のなかで、特に各所得のボーダー

ライン、このあたりの扱いをどうしたらいいのかと相当苦勞してきた覚えがございます、特に所得区分が10種類あるということが所得税の簡素性を著しく阻害している。これは間違いなく申し上げられることだと考えておりました、そういう点から考えますと、簡素性を追求するという見地からは、究極的には所得区分を廃止するというプランがあってもいいのではないかと考えているところでございます。

ただし、担税力、その他の観点からしますと、現行の給与所得控除に関するもの、あるいは、譲渡所得の計算に関するもの、特例的な措置の存置については議論が必要となってくるだろうとは思いますが、方向性としては所得区分の廃止を考えた方がいいかなと思います。その上で考えるべきことというのは、各所得の計算方法、これが適用されるべきなのは各所得のうちコアに属するような典型的なもので、各所得のボーダーに属するような所得についてはどっちに転んでもいいというか、例えば、給与所得控除、人的役務提供所得控除というのか分かりませんが、そういう控除の対象となりうる所得というものを定義すればいいのであって、所得区分というものをあまり堅持する必要はないのではないかと。このようなことを考えてご質問を申し上げます。よろしく願います。

酒井 ありがとうございます。日景会員には色々教わってきた人間として、ありがたい質問だなと思っております。簡素性自体が本当に追求すべきフラグなのかということ自体が、これも増井先生をはじめ色々な見解があるかと思いますが、ご指摘のとおり簡素性を求めているというのが私の立場でございます。そういう意味では、いわゆるアメリカ的といい

ましようか、オーデナリーインカムとキャピタル・ゲインに分けてしまうという先生のご提案は、もっと究極的には所得区分をなくしてしまうというご意見もあろうかと思いません。しかし、わが国がとってきた所得税法上の所得区分にはやはり、それなりに魅力を感じておるわけでございまして、アメリカが配慮してないという意味ではないんですが、完全に担税力の配慮を捨て去ることはできないのではないかと思います。

もっとも担税力自体は、色んな方がご指摘しているようにマジックワードのようなところがあると思うんですが、問題となっている論点は、いわゆるコアなものなのかボーダーなものなのかという日景先生のご指摘のとおりでございます。考えてみると、ボーダーのところをうまく手当てができていれば、これまでの制度設計自体を見直す必要がないんじゃないか。私に取り上げた種々の問題も、いわばボーダーに関わる問題であるから、そこだけきちんと手当てをすれば、すなわち、グラデーションをつけられるような仕組みを模索した方が現実的ではないかというご指摘も背後にあるのかなという感じで聞いておりました。それはそうなのですが、こういう言い方が正しいかどうか分かりませんが、そういう考え方を持ってきたがゆえにこれまで大きな改革ができなかったのではないかと。財政当局は、やはり、ここをうまく対処すればグラデーションかけてやればいいんじゃないかとやってきたがゆえに、どうしても、いじるべきところをいじってこなかったんじゃないかという問題意識を持っておりますので、やはり、大ナタという表現は正しくなかったかもしれないんですが、どこかで所得区分全体を見直すということが必要だと考えております。そ

ういう意味では、究極に所得区分をなくすとはまでは提案できる元気や勇気がないのでそこまでは申し上げておりませんが、現状の社会状況に応じたフレキシブルな対応をするための所得区分等を提案させていただきました。

また、相続税廃止のときに少し申しましたが、たいへん歯切れの悪い部分がございます。いわゆる、これまで贈与税、相続税が課税されてきたところが課税されないことになるが、総合課税化を目指すだけでいいのかという点については歯切れが悪かったと思います。いずれにしても、日景会員のご指摘の点は踏まえた上で、所得区分はある程度は必要性は残すという立場でございます。

谷口 非常に多くの質問が出ておりまして、なかなか議論が、私のほうの整理ができないがゆえに行ったり来たりしましたけれど、これにて酒井会員への質問を終わりたいと思います。

酒井 どうもありがとうございました。

アメリカの扶養控除と1,000ドルの税額控除の立法趣旨は

谷口 どうもありがとうございました。続きまして、野口会員への質問に移りたいと思います。野口会員にも非常に多くの、また、多様な質問が出ておりますけど、より具体性のある問題から入っていきたいので、まず、関西地区の田中会員から、1番目と2番目の質問をお願いいたします。

田中 関西地区の田中です。1番目については、『税法学』に書いていることについてもう少し補足をしていただけるとありがたいという意味です。246頁に、アメリカの扶養控除の仕組みがあって、それにプラスして1,000ドルの税額控除という仕組みがあるということ

紹介なさっているわけですが、そこでいう扶養控除の理由付けと、1,000ドルの税額控除の理由付けは同じなのか違うのか。つまり、アメリカではあまり権利がどうのこうのという議論をしていないように思うのですが、政策のレベルで話をしているのか、あるいは扶養控除では十分でないから1,000ドルの税額控除をさらにプラスしてメリハリをつけようとしているのか。そのあたりの理由なり背景なりをお教え願えればありがたい、というのが1番目です。

野口 はい。ご質問、ありがとうございます。税額控除が新しく導入されたときの立法趣旨は明確に出されておりまして、『税法学』の247頁ですが、家族規模の増大による家族の担税力の減少ということで、やはり水平的公平が意識されているんだと思います。

ただし、その頃の経済状況が、私、勉強不足で分かっておりません。子どもの数が増えているのか、それとも子どもに対して非常にお金が掛かっているのか、また、これをなぜ税額控除という形で導入したのか、扶養控除の金額をなぜ増やさなかったのかということは、研究不足でお答えすることはできません。申し訳ございません。

アメリカの租税歳出論と扶養控除

谷口 それでは続きまして、関東地区の渡辺会員から、扶養控除に関するアメリカ法との関係での質問が出ています。よろしく願いいたします。

渡辺 はい。ありがとうございます。関東地区の渡辺です。扶養控除の中身は教育費補助なのですか。あるいは教育費補助を含むと考えるとおられるのですか。『税法学』252頁の公立と私立の比較をしている部分などから、扶

養控除は教育費補助を内容としていると読めます。教育費補助なら、給付で行うことがなぜいけないのでしょうか。もしきめ細かい手当を追求するなら、控除額を引き上げるより、給付の方がよいのではないのでしょうか。ただし、給付の方法ではコストがかかるので税制というインフラを使った補助金を出しているだけではないのでしょうか。その意味では、税制が及ばないところ、つまり税金を支払っていない人に控除が効果を及ぼさないのは当然ということになりそうです。アメリカの租税歳出論についてはそのような議論がありますが、この点についてどのように考えられるのでしょうか。

野口 はい。ご質問、ありがとうございます。まず、最初のご質問ですが、私は扶養控除に対応するものとして養育費と教育費をあげました。先生のおっしゃるとおり、教育費補助を含む、というふうに考えております。

それで、タックスエクスペンディチャーのお話ですが、私がカリフォルニアのロースクールに留学しているときに、やはりこれはとても熱い議論が授業で展開されました。確かに、先生のおっしゃるように、きめ細かい給付の方がいいということ、そのときのプロフェッサーはおっしゃっていたのですが、やはりこれも先生がおっしゃるように、コストが掛かる。私のリスニング力があまり高くないので、インエフィシントといていたような気がするのですが、それは恐らく非効率、コストが掛かるということだと思います。私は、それは、先生のおっしゃるとおり、きめ細かな給付の方がいいとは思っているのですが、やはりコストが掛かるので、扶養控除を使うべきだ、と。タックスエクスペンディチャーの問題は、隠れた補助金ということで批判も

あり、また、税ですべてをカバーすることは難しいと思いますけれども、扶養控除はこれでいいのではないかと考えております。

実額控除制度の導入

谷口 それでは、他の質問はまた後でお願いしたいと思います。いまの養育費、あるいは教育費に関して、中部地区の高橋会員から質問が出ています。2番目の質問をお願いします。

高橋 中部地区の高橋祐介です。ご報告レジュメ14頁では、養育費と教育費には幅があることが示されています。これに対し、一律の定額控除ではなくて実額控除を導入することについてはどのようにお考えでしょうか。これは、税法上きめ細かい制度を導入してはどうか、という趣旨であります。以上です。

野口 はい。ご質問ありがとうございます。私は所得控除でやる限りは、先生のご意見に賛成でございます。税を使ってやる場合であっても、もう少しきめ細かくやることもできるかと思っております。例えば、保育園のコストなんかは実額控除というのは可能であるというふうに考えてます。

「担税力」とは何か

谷口 それでは続きまして、人的控除の議論に移りたいと思います。人的控除一般といいますか、より広い議論にいきたいと思いますけれども、その前提として、担税力というものは何かが問われていますので、中部地区の高橋会員、引き続き1番目の質問をよろしくお願ひします。

高橋 はい。中部地区の高橋祐介です。しばしば担税力という言葉が先生は使っておられますが、その内容はどのようなものでしょう

か。お教えいただければと思います。

野口 ご質問ありがとうございます。担税力の観念が不明確であるというのは、岡村先生もおっしゃっていますし、ハツ尾先生も確か、マジックワードという言葉が使われていたかと思ひます。金子先生は、担税力とは租税を負担する、支払う能力のことであって、決して不明確ではないと書かれております。私の担税力の理解は、総所得金額、所得が同じであったとしても、子どもが多いとかそういう色々な事情、すなわち、所得控除を引いたあと、課税総所得金額に近い概念が担税力ではないか、と考えております。

基礎控除と扶養控除・配偶者控除の関係性

谷口 それでは、人的控除、基礎的人的控除に関連して、関西地区の田中会員から質問が出ておりますので、2番目の質問をお願いします。

田中 関西地区の田中です。これは、先生が考えていらっしゃる範囲を超えているのかもしれないので、その点では恐縮なのですが、日本の制度の基礎控除、配偶者控除、扶養控除という基本的な広い意味の人的控除ということを考える場合に、私がずっと関心を持っているのは、日本が基本的に、いわゆる個人単位課税をとっていることです。個人単位というのは、単に個人か夫婦かということももちろんですけども、それを突き詰めると結局、稼得者単位主義だと私は理解しています。ということは、少なくとも金の卵を産む鶏の生存権を考えるのが本来の姿であろうと思ひます。そうすると、少なくとも基礎控除をより充実するというのが本来の姿だと思ひます。そうはいつでも家族を養い、家族として生活を営むという点からすると、扶養控

除や、場合によっては配偶者控除も必要だという要素もある。

でも、突き詰めた言い方をすると、扶養控除や配偶者控除は、政策的な配慮かもしれないというふうには私は思います。これは、生存権としての人的控除という議論とは少し見解が違うと思いますが、そもそも今回、先生が研究された扶養控除をどのように位置づけるかです。本来、所得税が、稼得した所得に対する課税をするということを柱にしているときに、私の理解では、基本は基礎控除の維持をして充実するというのが本来の筋ではないか。それ以外の扶養控除、配偶者控除というのは、強いていうと、主と従の関係でいえば従の関係ではないかと考えるわけです。そのあたりの先生のお考えというのをお教え願えればありがたいです。

野口 ご質問、ありがとうございます。私も、田中先生の、『同志社法学』62巻5号「個人所得課税における所得控除と税額控除 その仕組みをめぐる問題」を拝読いたしまして、先生がいまおっしゃったことをご主張されていて、非常に勉強になりました。

ただし、私は、先生の言葉を借りていわせていただけるならば、金の卵を産む鶏も大事ですが金の卵も大事で、やはり、そちらでかかる最低生活費は必ず非課税にすべきではないかと考えて、政策というよりは最低生活費課税の原則から論考を書かせていただきました。ありがとうございます。

課税所得金額は担税力を示すかどうか

谷口 それでは続きまして、所得控除の方式、所得控除か税額控除かという話に移りたいと思います。中四国地区の小塚会員からお願いいたします。

小塚 中四国地区の小塚です。質問の機会をいただき、どうもありがとうございます。私の質問ですが、先ほどの高橋会員に対する解答のところで一部は解消したのですけれども、残っている部分もありますので、その点について、お尋ねさせていただけますと幸いです。

具体的にいきますと、私の質問は、所得控除方式というものを採用しなければいけないとどのような理由からお考えになっているのでしょうか、ということです。少し細かくなってしまうのですが、私の疑問の背景を説明させていただきますと、前提として、所得控除方式はおよそ適切でないという批判が世の中に存在しておりますけれども、そのような批判は説得力があるものではない、このように私も考えておまして、この点は先生も同じように主張されているところかと思い、強く同意いたします。しかし、私としましては、税額控除方式、あるいは消失控除といった方式も所得控除方式と同等の地位に置かれるべきものである、要するに、所得控除方式以外の方式が公平や公正といった原理から、直ちに排除されるべきとはいえないのではないかと考えています。他方、先生は所得控除方式以外ではだめだ、公平や公正に反するとご主張されているようにも読めましたので、そのような命題は正しいものだろうか、と疑問が生じたのでご質問させていただいた次第です。

もう少し具体的に申し上げますと、先ほどのやり取りの対象であった担税力の話とも関わってくるのですが、扶養控除は所得控除方式ではならないという命題を是としますと、例えば、総所得金額が1,000万円で子どもが1人いる納税者Aと、総所得金額が962万円子どもがいない納税者Bが存在しているとす

ると、各自が負担すべき所得税額は同じでなければならない、そのような結論が導かれることになるように思われます。このような結論に至るとすると、結局、納税者の間での担税力の差異というものは、「どれだけの所得を稼ぐか」ではなく「所得をどれくらい自由に処分できるか」という点に着目して計測する、評価しなければならない、こういったことを前提にしなければならないのではないか、このように考えております。しかし、そのような前提は論証を要しない自明の理の類ではないはずで、そうではない担税力の把握の仕方、例えば、所得を稼ぐ能力の方を指標とするべきであるし、そのような指標の代理変数としては総所得金額が適切である、したがって、総所得金額の多寡によって基本的には税負担の軽重は決まるべきである、といった考え方も十分に成り立つのではないのでしょうか。

そういたしますと、結局のところ、課税最低限、あるいは水平的公平といった議論から直ちに所得控除方式が正しいということは、やはりいえないのではないかと。扶養控除は所得控除方式でなければならない、ということ論証するためには、先ほど先生がご説明されたところではあります。課税所得金額が担税力を示すという命題それ自体を積極的に論証する必要があるのではないかと、このように思うところでありまして、そうすると、結局のところ、先生はなぜ扶養控除は所得控除方式でなければいけないとお考えなのだろうかよくわからなくなってしまいましたので、その理由をお聞かせいただけないか、このように考えております。質問が長くなってしまう、たいへん恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

野口 はい。まず、私が論文を書くときに気

をつけたことは、やはり「担税力」という言葉は少しマジックワード的なところがあるので、自分の都合のいいところはこのように解釈して、都合のいいところは別の都合についてこのように解釈するということはやめよう、と思ひまして、一応、念頭に置いた私の担税力は、課税総所得金額でございます。先生がいまおっしゃったことは、総所得金額で比較してもいいのではないかとということも、確かに一理あると思ひます。ただし、子どもが3人いる家庭と子どもがいない家庭では明らかに担税力は違うのではないかと考えまして、やはり、所得控除後の金額を担税力と考えるべきではないかと考えた次第です。

「課税」とは

谷口 よろしいでしょうか。それでは続きまして、中部地区の伊川会員から、税額控除方式か所得控除方式かという問題に関連しての質問が出ております。よろしくお願ひします。伊川 中部地区の伊川正樹です。ご報告ありがとうございます。いまの議論と恐らく内容としては同じだと思ひますので、若干、私の質問を説明して、お答えが同じであればそれで結構です。

野口会員のご報告のなかで、扶養控除を税額控除ではなく所得控除方式とすべき論拠といたしまして、『税法学』の237頁でケース3というのを挙げられております。そこで、「この場合であれば最低生活費に課税が及ぶので、こういうことを避けるために所得控除方式をとるべきだ」というご趣旨かと思ひますが、その場合の「課税」をどういう概念としてお考えでしょうか。

すでに課税総所得金額ということをおっしゃっていますので、それでいきますと、そこ

でいう「課税」とは、課税総所得金額に税率を乗じて、税額を算出することを課税と捉えたうえで、課税最低限も論じられているのだと思いますが、果たしてそれが「課税」と呼べるのか。さらにそれを課税だとして、具体的な納付税額で比較をするのではなくて、その課税総所得金額、ないし、そこで算出された税額控除前の税額をもって比較をする、この課税最低限というのを検討することについて、憲法25条との関係でどのようにお考えか、というのが私の質問の趣旨です。よろしくお願ひします。

野口 ご質問ありがとうございます。先生がおっしゃったように、私がイメージしている課税というのは、課税総所得金額に税率を乗じて税額を算出するものと理解しております。そのうえで、課税最低限との比較ということを考えました。それが答えになっているかどうか分かりませんが、これが私の考えでございます。

伊川 はい。ありがとうございました。

扶養控除を拡大する場合の財源

谷口 ありがとうございます。それでは、扶養控除の拡大ということ、所得再分配機能の観点から検討するというご質問が出ておりますので、関東地区の青柳会員お願ひします。

青柳 関東地区の青柳です。要は、扶養控除額を拡大するべきだというふうに述べられています。同時に、この課税最低限の拡張として同時に所得再分配機能を強化することは現状で困難であるということも片方で述べられております。そうすると、これは税法で考えるべきではないといえればそれまでですけど、要は、最低限を扶養控除の金額を引き上げて、

当然税収は減る。片方で所得再分配機能というのはもう強化は困難であるという、所得税のなかでは、その点は解決つかなくなる。つまり、財源はどうするんだという話になってしまって、袋小路に入ってしまうんじゃないかという、その点はいかがでしょうか。その点は酒井先生がいったように、総合課税の強化とか、そういう方向が考えられているのかどうか、そのあたりをお聞かせ願ひしますか。

野口 ご質問ありがとうございます。私も酒井先生と同じ考え方で、総合課税を進めるべきだというふうに考えておまして、さらに、租税特別措置法のなかでいくつか、具体的には研究不足で挙げられませんが、租税特別措置法の廃止により、財源を捻出するというのも一つの方法ではないかと考えております。

所得税以外の税における最低生活費の考慮

谷口 それでは、いままでは所得税の枠内での議論ではありましたが、所得税の枠を超えた議論も取り上げていきたいと思ひます。中部地区の高橋会員から、所得税以外の税についての最低生活費の考慮に関する質問が出ています。よろしくお願ひします。

高橋 中部地区の高橋祐介です。所得税以外の税について、最低生活費の考慮をどのように行うべきでしょうか、というのが質問です。よろしくお願ひします。

野口 はい。これは、高橋先生が書かれた「貧困と税法」からも多くの示唆をいただひて、できれば、少なくとも消費税については少し触れたかったのですが、研究不足で消費税以外の税についての最低生活費の考慮をこの論考で研究することはできませんでした。今後の課題とさせていただきます。

扶養控除と所得税以外の税や養育費の関係

谷口 それでは続きまして、九州地区の森田会員から、いまの高橋会員からの質問と同じように所得税以外の税との関連も含めた質問が出ています。よろしくお願いします。

森田 九州地区の森田純弘といいます。よろしくお願いします。今回、扶養控除の定義等についてみると、いつもファジーで考えているので、いい機会だったなと思っています。私、古代ローマの最低限の小麦の提供と簡潔で明瞭な簡単な税制というのがすごく好きでして、また、国税徴収法の体面維持費、最低限の、差押禁止というのも非常に好きで、今回のことを考えるときに、それも少し意識しながら考えました。

質問内容としては、平成22年の税制改正によって非常に複雑化してしまった。政権交代等の問題もあった。それと、扶養控除だけではないですが、住民税とこれが必ずしも一致しなくて微妙に違う。それから、さきほど田中先生にもあった世帯課税、少し関連するかもしれませんが健康保険料税は世帯課税ということで、扶養者がいればいるほど逆に負担が増えるという、いずれも所得を基準にして課税される3つのその複雑な内容から、生活者の本人自身が、その扶養というか生活を守るということで税額の負担を把握しづらい状況にある法律というか税制になっていると思います。もっといえば、具体的な数値、生活のためにいくら税金が浮いたかということは個人では計算がまず無理だと思います。特に健康保険料税はブラックボックスです。分らないと思います。そこで、扶養控除のあり方を考えるにあたっては、国税だけではなくて地方税、健康保険の制度での取

扱いもセットとして検討して、またその内容も簡素化、明瞭化したうえで、税と社会保障を考えるべきではないでしょうか、というのがこの件についての意見。

それと、もうひとつ実質的なところから、離婚等があった場合に養育費を必ずしも、その親権を持った親が負担しているとはいえない。養育費を負担しても、扶養控除を受けられないという例が非常に相談としてある。そのようなことを考えると、扶養控除の本来の趣旨や定義から考えて、養育費の負担者に扶養控除を認めてやればどうかというふうに、実質的な観点から、他の例でもあると思うんですけども、そのあたりのご意見をいただきたいと思います。

野口 ご質問ありがとうございます。最初のご質問ですが、扶養控除のあり方を考えるにあたって、地方税、健康保険、私は消費税もセットにして検討すべきだと考えております。ただし、今回の論考ではそこまで考えが及びませんでした。高橋祐介先生の「貧困と税法」の、民商法雑誌をもう一度読んで、今後検討していきたいと思います。

2つ目のご質問ですが、先生がおっしゃったように、離婚等があった場合、養育費を負担しても扶養控除を受けられないケースが増加しているということは、私も話を聞いております。養育者、養育費の負担者に扶養控除を認めてはどうかというのは、個人的には反対ではありません。ただし、現行法では扶養控除を受けられる納税者は1人で、どのように扶養控除を2人で割るのか、金額を、そのあたりの執行をどうするかという問題はあるのかなと考えております。

児童手当と扶養控除の棲み分けの背景

谷口 それでは、少し範囲を広げて、社会保障、社会福祉も視野に入れて議論を進めたいと思います。関西地区の田中会員から、そういった視点からの質問が出ていますので、3番目の質問をよろしくお願ひします。

田中 関西地区の田中です。一番最後のまとめの児童手当との関係で、「児童手当に関しては、所得税制度と一本化せずに活用することが望ましい」と書いていらっしゃる。そうすると、扶養控除の額、枠を広げるという方向と、児童手当制度を拡張するというのは、両方とも追求すればいいというのは一般論としては十分理解可能ですが、それは、制度の仕組みとして理由があって、それぞれに棲み分けなり性格の違いがあるからそれぞれの役割分担でそれぞれ強化したらいいということをおっしゃっているのか、あるいは、何らかの棲み分けの基準があって、だからこうだ、とっているのか、あるいは、歴史的に形成されているのだからそれはそれで尊重しようという意味合いでおっしゃっているのか。こういういい方でいいのか分からないんですけども、いいとこ取りをしようというふうに見られるかもしれないので、そのあたりの理論的な切分けがもう少しはっきりすればいいなという印象です。以上です。

野口 ありがとうございます。

児童手当の存在意義

谷口 どうもありがとうございます。それでは、児童手当に関連するご質問として、まず、関西地区の野一色会員からお願いします。

野一色 関西地区の野一色でございます。ご報告ありがとうございます。先ほどの田中

会員、渡辺会員のご質問にも関連することですが、配布レジュメの9頁の上側、そして『税法学』579号の244頁の記述で、野口会員のご報告におきましては、扶養控除と児童手当を統合すべきではない、存続の意味、児童手当の存続の理由といたしまして、ここにおいて事業主、特に終わり（『税法学』579号253頁）においても大企業が児童手当の財源を負担をしているということをひとつの理由とされているかと思ひます。これについての確認ですが、要は、こういった児童手当が財源として存続、つまり、大企業がお金を出すからこそ持続可能性が高まるということで、いわゆる政策論として支持されるというご説明なのか。あるいは、個人とか法人を問わずいわゆる低所得者への金銭なりそういったものの分配を担う主体として大企業がふさわしい—例えば、わが国の企業は多額の内部留保を保有しているということをお書きのとおりであります、あるいは途中のご記述からすると、大企業の従業員というのは高い給料をもらっているから、そういった人たちから企業を通じて低い給与なり所得の人たちへの分配として、この児童手当という制度が望ましいという理論的な点から支持されているのか、分かりにくかった点がありましたので、ご教授をお願いします。

野口 ご質問ありがとうございます。私は、児童手当は政策論ではなく、理論上の根拠として244頁の左の欄の下のほうに書きましたけれども、事業主に負担を求める理由は、公費の一部を肩代わりするという消極的な見地からではなく、児童手当制度が次代の社会を担う児童を健全に育成し、その資質の向上をはかることを通じて将来の労働力の維持、確保にもつながる効果が期待されるという、これ

は非常に重要な根拠ではないかと思えます。そして、その効果として、所得再分配が行われているということで、その所得再分配が行われているというのを根拠に児童手当の存在意義を見いだしているわけではないです。それと、児童手当はたしか従業員さんの負担はなく、全額、会社負担だったと思えます。以上です。

児童手当の所得再分配機能

谷口 それでは続きまして、中部地区の加藤会員から児童手当に関連した質問が出ています。よろしくお願ひします。

加藤 中部地区の加藤義幸でございます。いまの質問と同じような質問ですが、児童手当について、国や地方公共団体の負担が大部分で、事業主負担というのは、たいしたことはないと思っています。もうひとつ重要なのは、国家公務員共済の負担が、ほぼ事業主負担と同じ割合で負担されていることです。そういうことを考えると、そもそも国家公務員の負担は、おそらく税金がぐるっと回っただけで、負担ですから、実は244頁とパワーポイントの9頁の上の段の所得再分配機能はあまり考える必要がないと思ひます。そのあたりはどうでしょうか。

もしそうだとすると、児童手当を支給しておいて、おそらくこれは小中学校の児童の父兄の場合は給食費へ結構回っているという話を聞くんです。学校の先生がものすごく苦勞をして給食費を徴収しているといわれております。だとしたら、給食費を全額、公務員と地方公共団体と国が補助していることになるわけですから、そういうのを簡素化する方がもっと合理的ではないかという考えがあるのではないかということで質問しました。

野口 ご質問ありがとうございます。最初のご質問ですが、先生のおっしゃるとおり、金額にすると所得再分配機能はそれほどたいしたことはないと思ひます。ただし、先ほど申し上げたように、私はこれだけで児童手当を存続すべき、というか、児童手当の存在意義を見いだしているわけではありませぬ。

2つ目のご質問は、先生のお書かれた質問用紙ですと、児童手当の支給をやめて、児童の学費、給食費、その他の費用を全額、国費で負担する方式がよい、というご意見ですが、やはり課税最低限以下の所得者のためにも児童手当は必要であると考えております。そして、所得控除を簡素化するというのは、私は先生と全く同意見でございます。以上です。

児童手当負担分の法人税損金算入について

谷口 続きまして、関東地区の渡辺会員から、児童手当負担分の法人税の損金算入の問題が出ております。続けて、4番から3番へとお願ひします。別々ですが続けてどうぞ。

渡辺 分かりました。関東地区の渡辺です。税法学251頁に多額の内部留保を抱える企業から子供を持つ家庭に児童手当が支払われることで所得の再分配が行われるとあります。しかし、支払った法人側では損金算入ができるように思ひますが、その点を踏まえると、どこが所得の再分配になるのでしょうか。換言すれば、誰から誰に再分配されているのでしょうか。

野口 はい。ご質問ありがとうございます。すみませぬ。そこまで考えが及んでおりませぬでした。確かに、児童手当負担部分は法人税の損金算入になると思ひます。現行の金額であれば、先ほど加藤先生のご質問にもありましたように、それほど所得再分配というこ

とを考えなくてもいいかなという気はしますが、今後、例えば金額に重要性が出てくればここは考えないといけないことだと思います。結論をいいますと、先生のご質問に対しては論文を書いているとき、まったくアイデアは浮かびませんでした。以上です。

最低生活費は高すぎるか

谷口 続きまして、3番目の質問をお願いします。

渡辺 財源の問題についてもう少しお聞かせ下さい。生活保護法に基づく最低生活費の方が、課税最低限より高すぎるという見解は取りようがないのでしょうか。これだけ国家の累積赤字が増えているのに、財政的な視点は必要ないのでしょうか。

野口 はい。分かりました。沖縄の地で、なかなかそれはストレートに答えづらいところではありますが、私の書きました237頁の左の段のケース1なんですけども、日本公認会計士協会租税政策検討専門部会長の高田正昭氏が検討したデータを見て、最初に、非常に驚きました。合計額が年額417.2万円ということで、これについては少し、メスを入れないといけないと思っております。

補助政策はどこまで税金で進められるか

谷口 それでは、野口会員への最後の質問ですが、関東地区の山下会員から、大きな質問ということで2つ出ているので、よろしくお願いします。

山下 関東地区の山下です。野口先生、お元気そうで本当に心強く思っております。大きな質問内容ですので、まとめて質問いたしますけれど、ここ数年来の改正を見ますと、所得税法という扶養控除、その前に配偶者控除、

それから給与所得控除額の限度の収入金額の引下げと、施行時期には差があったとしても、給与所得者がターゲットになる改正がちょっと多いのではないか。このときに給与所得者と事業所得者の方との間で、昔からある話ですけど、所得捕捉率の問題を考えられると、扶養控除ということになぜスポットを当てられて、そこだけがどうして大事なのか。そこだけが大事というよりは、それを選ばれたということなのでしょうけれど、それに対する質問がひとつ。

もうひとつは、これは私見ではありますが、税で解決できることというのは、はっきりいって、所詮限りがあるなかで、当然、先生が児童手当を引っ張っておられるように、福祉政策、あるいは、教育費等の補助あるいは無償化といったような、いわゆる国の積極的な補助政策というものと、どこまでが税とミックスされるのが適当と考えていらっしゃるのか、発表者の個人的見解だけで結構ですので、教えてください。

野口 はい。ご質問ありがとうございます。最初のご質問ですが、私も山下先生とまったく同じように考えておまして、こここのところ、給与所得者が非常にターゲットになっているというのは感じております。捕捉率の関係は、マイナンバー制度がどのくらい機能しているかのデータを持ち合わせていないので分からないですが、そこは必ず考えていかないといけないと思っています。そのなかでこのテーマを選んだのは、やはり内閣府が実施したインターネット調査で、希望どおり3人以上の子どもを持てるようになると思う支援環境は3人以上の子どものいる世帯の税負担軽減とする解答が、88.1%と最も高い。これに衝撃を受けて、この論文を書こうと決めま

した。

2つ目のご質問ですが、これは、先ほど渡辺徹也先生がご質問された内容と近いと思うんですが、恐らくいま、山下先生もタックスエクスペンディチャーのお話をされているんだと思います。やはり、税で解決できることには限りがあると私も思っております。ただし、きめ細かい手当を決めていくのは非常に難しいと思っております、その点、いまの児童手当は、比較的うまくできているのではないかと思っております。そして、扶養控除は税で解決できるものだと私は思っております、それを前提に論考を進めてまいりました。以上です。

谷口 これで野口会員への質問はすべて終わりました。どうもありがとうございました。

野口 ありがとうございます。

公的年金制度の問題点

谷口 続きまして、八ツ尾会員への質問に移りたいと思います。八ツ尾会員は、論点を大きく3つに分けてご報告されましたけれども、その3つについて、丁寧にひとつずつ質問をしていただいた、関西地区の田中会員の1つ目の質問からお願いします。

田中 関西地区の田中です。最初の公的年金制度を改革する際の基本的な視点というか、基本軸をもう少し明瞭に書いていただいた方が読者としてはよく分かるかなと思った次第で、質問させていただきます。

いまの仕組みの、①タイプとか②タイプと書くなかでいわれたものの説明はそれはそれで理解はしますが、現行制度のなにが問題かということです。社会保険料を支払う段階で社会保険料控除をし、そして年金を受給するときに、その段階で課税する仕組みというの

は、そんなに大きな問題があるようには思いません。

年金の場合に、公的年金等控除の仕組みが問題だということをおっしゃろうとしているのか、仕組みそのものはそんなに問題はないが、現実の税制として公的年金等控除が大きいというのを問題としているのか、問題のターゲットについてもう少し、お教え願えればありがたいです。

八ツ尾 どうもありがとうございます。いまのご指摘はまさにそうで、私の書いているところは非常に細かいところを部分的に書いていて、いま反省しているのですが、この公的年金制度を、ここではあまりはつきり書いていませんが、大局的にいえばふたつの側面があります。

ひとつは昨日もいったのですが、公的年金というのは、ある意味では退職した後に支給されるものという前提であれば、いわゆる定年というものが社会制度から伸びてきた。定年がなくなると、いまの公的年金の制度が本当に存続するのか。社会の背景が公的年金制度を崩壊させる可能性があるという側面です。

もうひとつの側面はこの原稿にも書いているのですが、要は、賦課方式ですね。退職世代と支給世代でギャップがあって、この制度というはおそらく永久に続かない、どこかで破綻する。だから、制度自体の内部の崩壊と社会の環境の変化によって、おそらくこの公的年金制度はなくなるのではないかという感じが背景にありまして、本当はもっとご指摘のとおり、そこをきっちり書いて、そのなかで、公的年金制度の問題点を書けばよかったですと非常に反省をしております。しかし、ご指摘、本当にありがとうございます。

税負担を含む労働環境の整備は、高齢者に限定される理由

谷口 それでは続きまして、中部地区の高橋会員も3つの論点それぞれについて丁寧に質問していただいておりますので、まず1枚目の質問2つをお願いします。

高橋 中部地区の高橋祐介です。質問の1点目は田中会員の質問とよく似ていますが、結局、公的年金等課税として、なにが先生の理想形なのでしょうか、ということです。つまり、先生の原稿を読みますと、社会保険料控除なし、かつ公的年金等控除もなし、が理想であるように読めるのですが、それでよろしいのでしょうか。そして公的年金等控除が仮にあるとした場合、それは何のために設けられていて、どうして公的年金等だけに適用が限定されるのでしょうか、というのが1点目の質問です。

2つ目は、『税法学』262頁では、「税負担も含めて高齢者に対する労働環境を整備していかなければならない」と述べられています。なぜ、税負担も含めた労働環境の整備が高齢者に限定されるのでしょうか。現役世代も、先生の言葉を借りれば、残された時間、これは余暇だと思いますけど、労働の選択をしているのではないかと思います。高齢者の労働意欲と税負担との間に、何らかの実証的研究なり根拠なりがあるのでしょうか、というのが2点目の質問です。以上です。

ハツ尾 どうもありがとうございました。最初のところは、理想というのは何かというご指摘ですが、私自身も、その理想そのものがどういう形がベストかということも、十分に考えておりません。たいへん失礼ですけれども、ただ、先ほどいいましたように、公的年金制

度そのものが将来、継続するのが非常に難しいのではないかとという前提のもとで、この公的年金控除について色々、問題点をピックアップしたということです。このあたりは、なぜその公的年金控除があるのかというのは、これは私の言葉ではないんですけども、258頁のところ、これは国税庁の改正のなかで、「公的年金控除というのは年金が経済的稼働力が減退する局面にある者の生計手段とするために給与されること等を考慮して、他の所得の間の、要は負担調整措置として設けられたもの」と。これが一般的な説明になっています。そういうことで、繰り返しますが、将来において公的年金制度はおそらくなくなるのではないかと。そうすると、次にどういうものが来るか、色んな考え方が出てくると思いますけれど、ひとつにはベーシックインカムとか、そういった形で出るのかどうか分かりませんが、十分に書いたもののなかには反映されてないということです。

それでもうひとつ。262頁の、「税負担も含めて高齢者に対する労働環境を整備しておかなければならない」の箇所は、自分が意識的に書いたところをご指摘いただいて、非常に感謝しています。なぜ税負担も含めた労働環境の整備が高齢者に限定されるか、という質問ですけど、テーマとしては高齢社会における税のあり方ということで、若い人も当然、同様なことはいえませんが、日本の社会においては少子化で、これから高齢者が60歳とか65歳でリタイアできないような状況になっている。だから逆にいえば、高齢者が働かなければならない。若年者も当然、働かなければならない。しかし、普通の今までの日本の経済のように、65歳ぐらいで退職して年金をもらって生活をする、という生活はできなくなる

社会変化のなかで、高齢者にいかに働いていただくか。そういうところを強調するために、高齢者に一応限定しました。

もうひとつ、言葉として「残された時間と労働の選択」。これは余暇だということについて、私のイメージでは、残存年数というか高齢者は近い将来亡くなる、といったら叱られますけど、自分も含めてそういう意味の残された時間ということです。だから、ある一定の年齢を経ると、むしろ仕事でお金を稼ぐよりも、自分の余生を充実させて生きたいという気持ちがかかなり高齢者の場合、強いのではないかという意味での「選択」という言葉を使わせていただきました。

最後に、何か実証的研究なり根拠なりがあるかということについては、残念ながら、巷でいわれていることを整理して書いてだけで、実証的な研究というものは特にないということでご理解願いたいと思います。

生前贈与の経済的効果

谷口 それでは続きまして、2番目の論点であります生前贈与に関連する質問がいくつか出ております。まず、関西地区の田中会員からお願いします。2番目の質問をお願いします。

田中 関西地区の田中です。生前贈与の問題について、特に贈与税の政策的利用というのは、紹介していただいたように最近非常に増えている。これに対する評価というか、どう考えるかという問題で、一般的には経済的効果を上げるといわれますけれども、本当にそれが経済的効果になるのか。もちろん税制の効果というのを切り出すのは非常に難しいのですが、本当に効果があるのかというのが私には疑問です。そもそも贈与の場合に、自分

が好きだからあげるなどの人間の好悪の感情に税制がそこまで介入して、それがインセンティブといえればインセンティブなのですが、そこまで介入していいのかなというのが2番目で少し気になります。

3番目は、こういういつもある種のひんしゆくを買うのですが、私はやはり、世代を超えて資産を引き渡すというのは、引き渡される子ども世代がそのことによって本当に力になるのか。つまり、親の資産をあてにするような人間が増えてこの世の中が回るのか、という思いがずっと強くあるのです。それを経済的効果というフレーズでまぶすというのが本当にいいのか、というのがずっと気になってるんです。八ツ尾先生が報告されたように、特に贈与税の場合、課税の公平を損なう場合があるという議論を充分にすることなしに、そういうことがなぜ言われるのか、なぜ通用するのか、もしお考えのことがあればお教え願いたい。

八ツ尾 贈与税のこの制度というのは、このレジュメでは、相続時精算課税から始まって住宅取得や結婚など、色々な制度が次から次へと出た。これの説明を一応読みますと、必ず、高齢者が1,800兆円の6割、つまり1,000兆円ぐらいの多くのお金を持っている。そして、そのお金を持っている高齢者の場合は、なかには使う人もいますけども、ほとんどの人が大事に抱えている。そうすると経済が活性化しない。そういうことが背景にありまして、これをなんとかお金が必要な世代に移そうということでこういう制度ができてるのはご存知だと思います。そうすると、いま、経済の効果を高めるために相続税の制度そのものを歪めるといって、贈与税というところで穴を空けて制度をつくってしまったということ

に関しては、ある意味では、ご指摘されるとおり問題ではないかという気はします。ですから、教科書的にいえば、本来の相続税の富の再分配という機能がこの贈与税の非課税制度を色々つくることによって、そういう問題を起こしている。そのあたりは経済を重視するのか、本来の税法の体系を維持して相続税の目的を崩さないようにするかという選択に最終的にはなるのかどうか。そして、親が子どもにお金を渡すという、実際渡さなくてもよくパラサイトとか子どもが親にひっついて生活するという形態もけっこうあると聞いておりますから、そのあたりはまた、税法の問題と少し違うかと思います。よろしくお願ひします。

家族のあり方と、結婚子育て資金の一括贈与の非課税への影響

谷口 中部地区の高橋会員はいまの田中会員のご質問に対する解答で結構だということで、次に移りたいと思います。それでは、関西地区の鹿田会員から、子育て資金の一括贈与の非課税制度について、あるいは結婚の一括贈与についての質問が出ていますので、どうぞ、お願いします。

鹿田 関西地区の税理士の鹿田と申します。結婚子育て資金の一括贈与の非課税制度について、教えていただきたいと思ひます。この特例における結婚というのは、おそらく民法における婚姻で、すなわち、両性の合意のみにおいて成立するという結婚だろうなと思ひますが、「両性の」ということになると男性と女性ということが想定されているわけで、昨今、問題になりましたLGBTの場合は、おそらく、この結婚には当てはまらないのではないかという感じがしてあります。

一方、子育てという場合の「子」については、もしかしたら私が条文を読み損なっている可能性は大きいと思ひますけれども、特別養子縁組みの場合における特別養子が含まれているのかどうかということが、よく分からないんです。LGBTは、あげる方もおそらく、そういうことは想定していないだろうなと思ひますし、子育ての子についても、当然、その両性の合意によって成立した結婚のなかで生まれた子が想定されているとすると、八ツ尾先生がご指摘になられた格差の固定化につながるのではないかという問題もさることながら、家族制度に関して税制が影響を与えているのではないかという視点からすると、税の設計における中立性ということにも反するのではないかということをおもいましたので、たいへん申し訳ございませんが、お教え願ひたいと思ひます。

八ツ尾 どうもありがとうございました。私もほとんど分からないのですが、両性の合意のところ最近よく出てくるLGBTは、おそらく先生も述べられていますように、税法上は考察外、対象外ということではないかと思ひます。

もうひとつは、いわゆる子育てという場合の「子」に特別養子も恐らく入ってくるのではないかと思ひますが、これは私もきちっと条文をチェックしてないので、もしこの席上で、いや入らない、条文はこうだ、というご指摘があったら、していただいたらありがたいです。

あと、こういう非課税制度については格差の固定化につながるという問題と、もうひとつの指摘は、家族制度が税制に影響を及ぼすのではないかというご指摘もあります。これは、そういう影響も出てくる可能性もあると

思うんですけども、いまのこの非課税の制度がどれだけ強く家族制度に影響するかというのは、いまの時点では十分理解していないので、これで回答させていただきます。ありがとうございました。

高齢者を見据えた相続税のあり方

谷口 それでは、生前贈与の問題と相続税の関係に関して、関西地区の紙会員からご質問が出ております。よろしくお願いたします。紙 関西地区の紙と申します。よろしくお願いたします。たいへん興味のあるテーマであり、非常に関心を持って聞いた次第です。ありがとうございました。

少し抽象的な質問で恐縮ですが、先ほど先生もおっしゃいましたように1,000兆円も高齢者がお金を持っている。そして、相続税もそれに合わせて色々と制度が改正されてきています。民法もこの7月に、2020年をメドにして施行を目指して、相続について改正があったと思います。税法にも影響があるかと思えます。こうした状況のなかで、八ツ尾先生が思っておられる高齢者を見据えた相続税のあり方というか、あるべき姿みたいなものが、もしお考えがあれば聞かせていただきたいと思えます。

八ツ尾 どうも、ありがとうございました。あるべき相続税はなにか、ということについては、特に高齢化社会を背景にしてそういう考え方をいうのと、そうではなくて、本質的に相続税をどうしたらいいのか、という議論があると思えます。どちらの場合も現行の相続税はあまりにも基礎控除を下げすぎて、一般の国民まで相続税の課税の対象になっているというのは、私は反対の意見であります。ですから、アメリカのように5億円、6億円

を基礎控除にするとか、そこまでいくかいかないかはともかく、一般の国民に相続税がかかるという制度はやはりおかしいのではないかとこの気はしています。わが国の近隣の国では相続税を廃止している国もありますし、先ほどの意見と少しまた違う観点から述べているので、結論は違う方向の話し方をしているかもしれませんが、日本の場合には基本的には基礎控除をもう少し上げて、一般の国民は相続税がかかるということにはならないような制度にしたらいいいのではないかと、抽象的ですけども考えております。

家族信託を行うケースの具体例

谷口 それでは3つ目の論点に移りたいと思います。家族信託の問題が論点のひとつですが、関西地区の田中会員から願いたします。若干、時間がおしておりますので、よろしく願いたします。

田中 関西地区の田中です。今日、紹介していただいた家族信託についての仕組みを、この論文は認知症との関係でされていますが、ここでいう家族信託は、どういう場面により役に立つとか効果がある、あるいは、どういう場への広がり期待されるのかを、もう少し、考えられていることがあればお教え願いたい。以上です。

八ツ尾 どうも、ありがとうございました。もともこの家族信託の発想は最初に出てこず、一番最初に出てきたのがJR東海事件でして、このJR東海事件の内容を見ますと、民法714条の監督義務者責任について、最高裁は、結果的にその看護をしていた妻と長男には責任はないという判断をしています。

しかし仮に、その監督義務者が民法714条で訴えられて、その責任があり、その損害に関

しての賠償金が発生した場合、認知症の被相続人が巨額のお金を持っていても、被相続人の資産からこの債務は引けないというところからこの事例を色々検討したのです。日本の民法の先生、周りの先生に色々聞くと、民法の714条の債務はあくまでも監督義務者だから、この債務そのものはその被相続人の資産から引くことはできないと。税務署に行って冗談っぽく、こういうケースは統括官だったらどうしますかと聞くと、これは認めてやってもいいなあ、という言葉だけは聞きますけれど、実際は認めませんね。そういう回答をけっこうもらった。だから、実質的に責任無能力者がやった自分の行為については支払う能力があれば、民法の714条の債務も控除する方が、実質的な課税からいったら、そちらの方がむしろ正しいのではないかとこのところからスタートして色々考えました。ドイツもフランスもアメリカも同様に、そういう責任無能力者が行った行為に関して支払い能力があれば、基本的には負担させてもいいという民法になっている。日本の民法だけがおかしい。しかし、現行の制度がそういう制度だから、そしたらどうしたらいいかというと、最近話題になっている家族信託を利用したらうまくいくのではないかと。実際分かりませんが、本人が自分の意思で、自分が将来、不法行為をしたときには、その損害に関しては自分が補填するという自分の意思を、信託契約に載せた方がいいのではないかとこの考えでありまして、書き方が悪かったので、誤解を招いてすみません。

家族信託を利用した損害賠償責任の回避の根拠

谷口 続きまして、関西地区の金井会員から、

家族信託に関する質問が出ております。よろしく申し上げます。

金井 関西地区の金井でございます。ご報告、ありがとうございます。家族信託につきましては、遺言に代わる手段ということで、しかも、遺言よりも被相続人の意思を反映した財産の管理承継ができるということで、そういう意味では遺言よりも優れた制度であると評価することができると考えておまして、八ツ尾会員の報告をうかがって、その考えは間違いではないと喜んでいる次第でございます。

質問は、『税法学』の277頁の714条の監督責任を回避する効果についてでございます。認知症患者が不法行為を行って損害賠償請求が生じた場合に、受託者が認知症となった委託者の信託財産から慰謝料を払うということを設定した信託であれば、「民法714条の責任無能力者の監督義務者等の責任が発生しない」と記述をされております。ということは、信託を設定することによってこの不法行為を行った者が、認知症を患っているわけですが、713条にいうところの責任無能力者ではなくなる、すなわち、家族には監督義務者としての責任がなくなるということなのか。そうであれば、法律のどの部分の解釈から導かれる結論であるのか、ということです。あるいは、そのような法的効果ではなくて、単純に信託財産の額を超える損害賠償額があれば、超える部分は当然に家族が負担するのだという意味なのかということ、ご質問させていただきたいと思いました。

八ツ尾 どうも、ありがとうございます。この信託を利用するというのは、被害を受けた人がその被害の損失を補填された場合は、基本的に民法の714条で監督義務者の責任を問

うことはないであろうという前提で、法律的に714条がなくなるとか、あるという話ではなくて、いわゆる認知症の人が生前に意思表示があったときに、自分が将来認知症になる可能性がある場合にもしそこで不法行為を行って相手方に損害を加えた時にはその人に対して自分のお金を支給してください、という信託契約の内容であれば、基本的には714条は発生しないのではないかと。つまり、被害者は補填されるわけですから、監督義務者の責任を問う必要もないという話です。

家族信託を行う上での要件と課税上の問題

谷口 それでは続きまして、家族信託を利用した租税回避の問題について、中部地区の高橋会員と関東地区の渡辺会員から出ておりますが、渡辺会員からお願いします。

渡辺 関東地区の渡辺です。『税法学』277頁以降にある家族信託は、設定された事例についていえば、たしかに魅力的な解決策のようにみえるのですが、一方で自由に信託を設定できるとすると贈与税や相続税の回避につながるのではないでしょうか。それとも、信託設定について税法上何らかの要件が必要というお考えなのでしょうか。例えば認知症になった場合に限るといった要件を課すのでしょうか。しかし、立法論ならともかく、解釈論でそれを行うということでしょうか。

また、租税回避防止とは別の視点になりますが、委託者が認知症になるまでは、受益者は誰になるのでしょうか。現行法上の受益者等が存しない信託になる可能性はないのでしょうか。平成18年の信託法改正によって、信託は随分利用しやすくなるはずでしたが、実際は、平成19年度の税制改正が厳しすぎたため利用できていないという現実があります。

そのような現状に照らしても、ご指摘のような信託を設定すれば課税されずに問題が解決すると考えてよいのか、ちょっと気になったのでお考えをお聞かせください。

ハツ尾 どうも、ありがとうございます。この事例の設定の背景は、基本的に、本人が行った不法行為によって発生する損害を、本来であれば本人が負担すればいい。ところが、民法の713条で責任無能力者には責任はないということで、その責任が監督義務者にくるといって、それが課税の実質的な、課税からいったらおかしいのではないかとというのがスタートであるわけです。ですから、この本人が行った行為によって発生した損害を本人に負担させてもいいのではないかと、それも本人はお金をたくさん持っていて負担能力があると。そうすれば、相続税の申告もその負担分は引いてあげて相続税を支払えばいい。これをもし引かなければ、いったん5億円の相続財産は相続人が取得して、その相続人が監督義務者であればそこから損害賠償金の2億円を引く。だから、5億円から仮に相続税2億円が引かれたら3億円残る。3億円から2億円払えば1億円しか残らない、という結果がおかしいのではないかとということからスタートしております。そうすると、いわゆる714条で発生した損害賠償金をいかにしてその被相続人の本来の責任無能力者にもってくるかというので出てきたのが、この家族信託の話です。ですから、家族信託そのものを利用して租税回避というのは、私のイメージでは想定していないということでご理解していただきたい。もうひとつは、277頁の下の図にも書いていますように、基本的に、信託契約をして委託者から受託者のほうに財産は移るんですけども、これは当然、受益者は本人である、つまり委

シンポジウム

託者と受益者がイコールであるという受益信託ですから、原則的に課税問題は発生してこないという理解をしております。

谷口 よろしいでしょうか。あと、関東地区の青柳会員、関西地区の浦東会員、植西会員から、家族信託そのものに関する質問が出ておりますが、非常に申し訳ございませんが、時間がだいぶ超過しておりますので、税法関係の質問に限ってということで、これで打ち切らせていただきます。質問を出していただ

いた先生方には、本当に申し訳ございません。司会の不手際で10分も時間を超過いたしました。非常によくの質問と、それに対する的確なご回答で理解が深まりましたし、今後の研究課題も明らかになってきたと思います。本当にありがとうございました。3人の報告者の先生に、どうぞ、もう一度、盛大な拍手をお願いします。どうもありがとうございました。

〈了〉